

自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

# 鳥取県教育振興基本計画

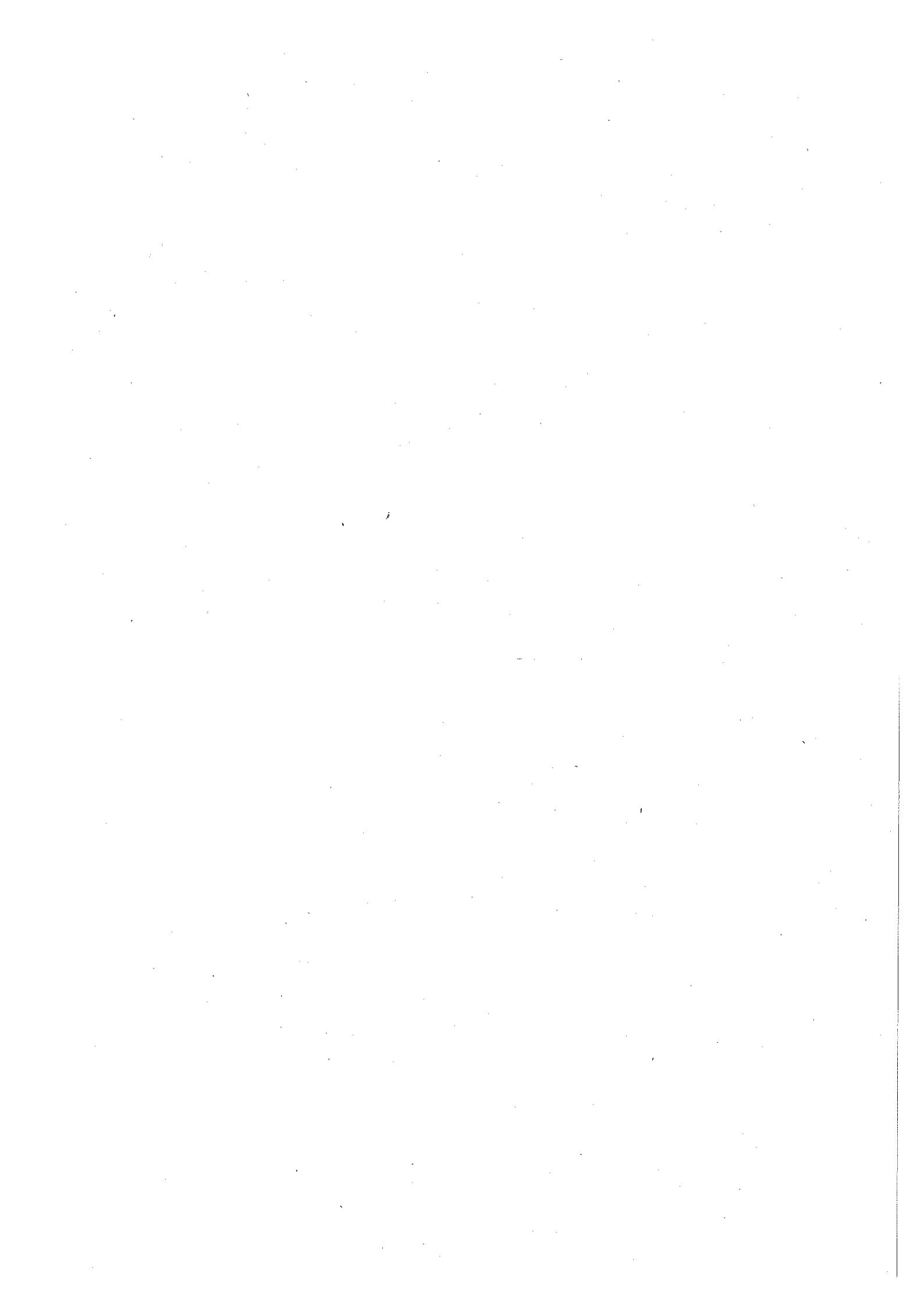
(平成 26 年度～30 年度)

～未来を拓く教育プラン～



接続カリキュラムによる保小交流

鳥取県教育委員会



---

# 鳥取県教育振興基本計画

(平成26年度～30年度)

～未来を拓く教育プラン～

---

## 基本理念

自立して心豊かに生きる 未来を創造する

鳥取県の人づくり

鳥取県教育委員会

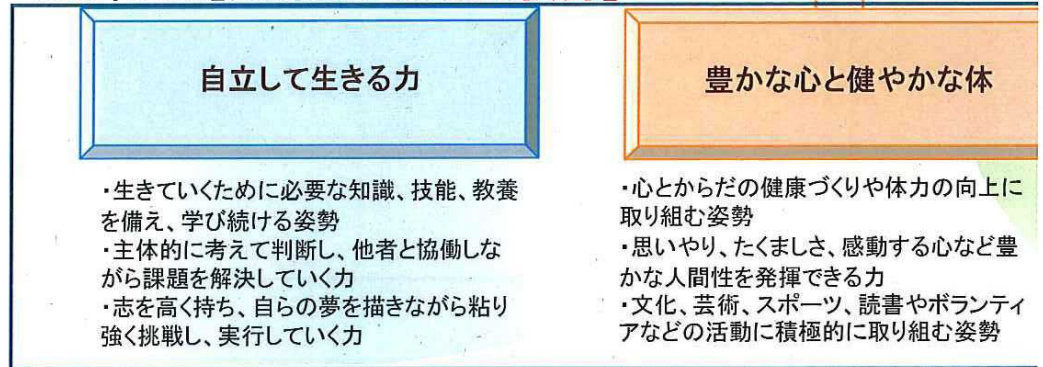
平成26年3月21日



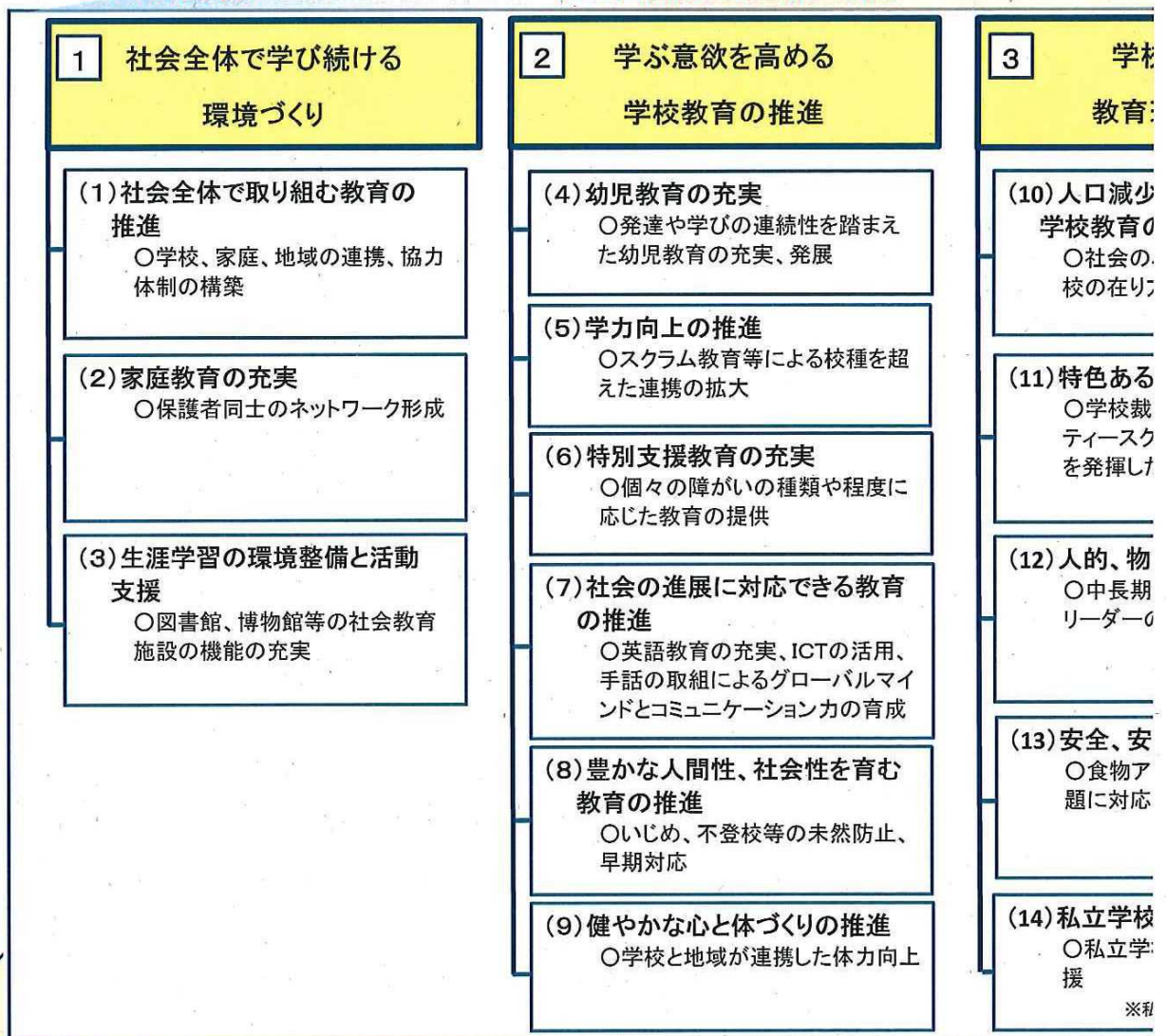
鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～

基本理念 **自立して心豊かに生きる**

●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



● 5つの目標 と特に力を入れたい18の施策と重点取組



●鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制 ◆県民との協働による開かれた教育

# 未来を創造する 鳥取県の人づくり

## 社会の中で支え合う力

- ・人々との関わりを大切にし、コミュニケーションを豊かにとることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命を大切に共に生きる姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

## ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

### 交を支える環境の充実

・期を好機と捉えたり充実  
ニーズに対応した県立学  
方検討

・学校運営の推進  
量予算の活用やコミュニ  
ール等、学校の自主性  
を取組推進

・的な教育資源の充実  
的な視点での若手、学校  
の育成

・心な教育環境の整備  
レルギー等現代的な課  
できる体制整備

・への支援の充実  
校の多様な取組への支

公立学校の所管は知事部局です。

### 4 生涯にわたって

#### 運動、スポーツに親しむ環境づくり

(15) ライフステージに応じた運動、  
スポーツ活動の充実  
○幼児期からの運動習慣づくり

(16) トップアスリートの育成  
○ジュニア期からトップレベルに至  
る体系的な指導体制等の充実

### 5 文化、伝統の

#### 継承、創造、再発見

(17) 文化、芸術活動の一層の振興  
○子どもたちや若者が文化、芸術  
に触れ、感性を高める機会の提供

(18) 文化財の保存、活用、伝承  
○祭り、行事などを地域で伝承し  
ていく活動の支援

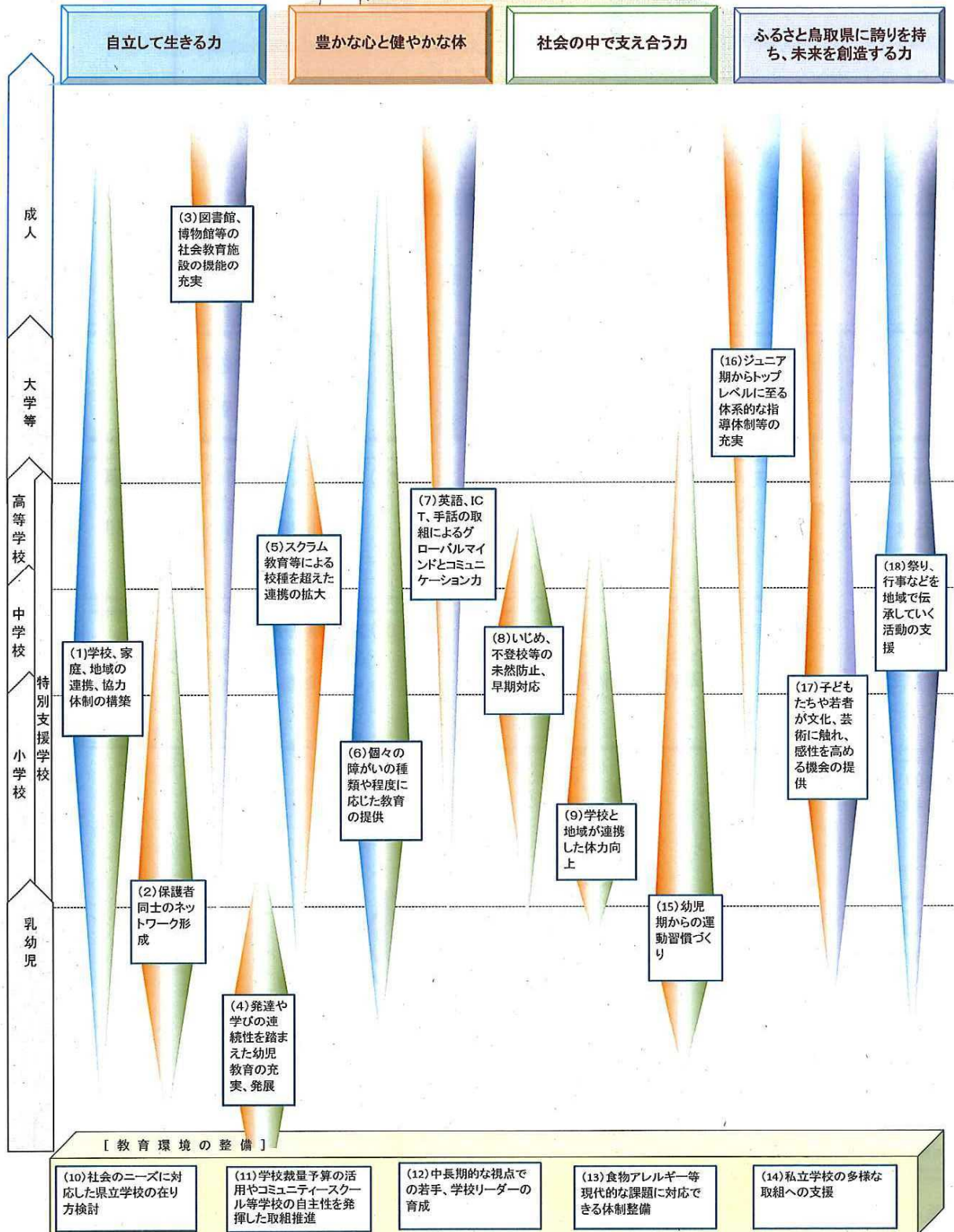




# 発達段階から見る18の重点取組

18の「重点取組」（帯で表現）について、育成をめざす主な「力と姿勢」（色で表現）と重点的に取り組む時期（取組名の位置で表現）のイメージを示しました。

教育施策を進める上で、一つ一つの施策で育てたい主な「力と姿勢」を意識し、特に力を入れる時期を定めて、メリハリをつけたアプローチを心がけながら取り組みます。



目 次	頁
第一章 鳥取県教育振興基本計画の改訂にあたって	1
第二章 目指す鳥取県の姿（「鳥取県将来ビジョン」より）	4
第三章 鳥取県教育の基本理念	5
第四章 5つの目標と18の施策	7
目標 1：社会全体で学び続ける環境づくり	9
施策 1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進	10
1－(2) 家庭教育の充実	12
1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援	13
目標 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進	17
施策 2－(4) 幼児教育の充実	18
2－(5) 学力向上の推進	19
2－(6) 特別支援教育の充実	23
2－(7) 社会の進展に対応できる教育の推進	25
2－(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	27
2－(9) 健やかな心と体づくりの推進	30
目標 3：学校を支える教育環境の充実	35
施策 3－(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実	36
3－(11) 特色ある学校運営の推進	37
3－(12) 人的、物的な教育資源の充実	39
3－(13) 安全、安心な教育環境の整備	41
3－(14) 私立学校への支援の充実	43
目標 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり	46
施策 4－(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	47
4－(16) トップアスリートの育成（競技力向上）	49
目標 5：文化、伝統の継承、創造、再発見	52
施策 5－(17) 文化、芸術活動の一層の振興	53
5－(18) 文化財の保存、活用、伝承	54
第五章 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制	56
参考 数値目標一覧	58

## 第一章 鳥取県教育振興基本計画の改訂にあたって

### 改訂の趣旨

鳥取県教育振興基本計画（以下、「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向性を示すものです。

鳥取県では、平成 21 年 3 月に、平成 18 年度に改正された教育基本法を踏まえ、平成 21 年度から平成 25 年度を計画年度とする第一期の計画（以下、「第一期計画」という。）を策定し、「自立した 心豊かな 人づくり」の基本理念のもと、鳥取県の教育を推進してきました。

このたび、平成 25 年度末で第一期計画期間が終了することに伴い、第一期計画の成果と課題を踏まえ、続く 5 年間の本県の教育施策の方向性を示すため、計画を改訂します。

### 計画の性格

本計画は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けて、鳥取県が関係者と協力しながら進める取組の方向性を示すもので、今後の鳥取県教育の基本指針であるとともに、県民、NPO、住民団体や地域活動を行う団体、企業、大学、市町村等の様々な取組主体と連携、協働して取り組むための共通の指針となるものです。

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく鳥取県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

改訂に当たっては、本県政運営の基本である「鳥取県の将来ビジョン」と連動し、国が平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した第二期教育振興基本計画も参酌しました。

なお、本計画の学校教育に関する記載は、主として、公立学校での取組を指します。私立学校（私立幼稚園を含む。）に関する内容については、「私立学校」と明示します。

### 計画の期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間内であっても、特段の必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

### 計画の構成

- ・ 今後 10 年間を見通した鳥取県教育が目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて鳥取県教育で育てたい、具体的な能力などを『基本理念を支える 4 つの「力と姿勢」』として示しました。
- ・ 鳥取県教育の抱える諸課題を解決するため、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめました。
- ・ 具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5 年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度ごとに取り組む行動計画をアクションプランとして別に定め、毎年度の取組を検証、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

### 第一期計画の成果と課題

第一期計画においては、「生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり」「知」「徳」「体」のバランスのとれた学校教育の推進」「学校教育を支える教育環境の充実」「文化・芸術の振興と文化財の保存・活用」「スポーツの振興」「鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり」の 6 つの施策の方向性を立てて、取組を進めてきました。



生涯学習や社会全体で子どもたちを育む体制づくりの分野では、家庭教育推進協力企業の協定締結数が目標を大きく超え、企業の立場から教育を支えたり、学校をボランティアが支援する取組が拡大するなど、地域全体で学校や家庭を支援する取組が進んできました。

また、県立図書館の県民の仕事とくらしに役立つ図書館を目指した取組が、全国的にも高い注目を集めたり、山陰海岸学習館においては、山陰海岸ジオパークの魅力を伝えるなど、県民のニーズに合わせた学習機会の提供に努めています。一方、県立博物館については、施設の老朽化及び資料増加による狭隘化等も顕在化してきており、根本的な将来構想の検討が必要な時期となっています。

学校教育の分野では、小学校、中学校での少人数学級の全面実施や県立琴の浦高等特別支援学校の開校、県教育委員会事務局の幼児教育担当指導主事配置による幼児教育の指導体制の充実など、学習環境の整備を進めています。

教育内容の充実においても、校種を超えた連携の中での授業改革など、学校をあげて授業改革に取り組む学校が増加し、児童生徒の学習意欲や思考力、判断力、表現力を高め、学んだ知識を活用する授業が意識されるようになってきています。全国的な学力調査を見ると、小中学生の基礎的、基本的な知識、技能の定着は概ね良好であり、全体的に全国よりも上位層の子どもが多く、下位層の子どもが少ない結果となっています。また、質問紙調査から、基本的生活習慣の定着が良い傾向であるほか、本県の課題である家庭での学習時間などについても改善傾向がみられます。一方で、幼・保、小、中、高の連携による内発的な学習意欲の向上と活用する力のさらなる育成やキャリア教育の推進、子どもたちが抱える課題を的確に捉え、指導に活かす検証改善サイクルの確立が課題です。

不登校対策では、危機感を持って取り組んだ結果、中学校で大きな改善が見られる一方で、小学校、高等学校では発生率が増加するなど、根本的な改善に向かっているとはいえません。また、平成 24 年度に全国的に問題となり、「いじめ防止対策推進法」の制定に至ったいじめの問題についても、鳥取県での認知件数は全国に比較して少ないものの、県内でも深刻な事例が発生するなどしており、十分な体制整備と学校等での適切な対応が求められています。

さらに、小、中、高校生のスマートフォン等の所有率が上昇する中、インターネット利用によるトラブルが増加しており、利用に関する啓発の充実が求められるほか、現代的な健康課題であるアレルギーやアナフィラキシーへの対応力の向上など、新たな課題への対応も求められます。

また、スクールカウンセラーや弁護士など、専門家が学校を支援する体制の整備を進めていますが、学校教育の担い手である教職員の加重負担や多忙感、精神性疾患による休職者数については、効果的な対策が打てていない状況です。

加えて、平成 23 年に発生した東日本大震災を受け、学校の耐震化対策が急務であるほか、学校の安全・安心の確保が求められています。

スポーツの分野では、平成 24 年度に開催されたロンドン五輪での県出身者のメダル獲得など、鳥取県で育成した選手が世界の舞台で活躍しています。また、国民体育大会やインターハイ等では、少年の活躍が目立っており、さらなる活躍が期待されます。

一方で、鳥取県の児童生徒の体力・運動能力調査では、全国平均値と比較して、劣る項目が増加する傾向があり、体力・運動能力の低下に歯止めがかかっていない状況です。子どもたちの運動習慣の定着を図るなど、体力や運動能力の向上に向けた取組も求められています。

文化、文化財の分野では、文化団体等の質の高い活動やレベルアップへの取組が見られるほか、学校等での芸術を鑑賞する機会が充実してきています。今後、新たな活動者、鑑賞者を創出していくことが必要です。

また、国、県の文化財指定等が進む中、文化財の一層の広報と学校教育での活用、埋もれている文化財の掘り起こしが求められています。

## 改訂の主な内容

### (1) 計画の名称と副題の設定

鳥取県教育振興基本計画（平成 26 年度～30 年度）  
～未来を拓く教育プラン～

教育は、県民一人ひとりの豊かな生き方を創ると同時に、ふるさと鳥取県の豊かな未来づくりの基礎でもあります。今日の急激な人口減少やグローバル化といった大きな社会情勢の変化に対応し、未来を切り拓いていける人材の育成が求められています。ふるさと鳥取県の豊かな未来づくりに向けた教育を目指し、このたび新たに、計画の副題「未来を拓く教育プラン」を設定することとしました。

### (2) 『基本理念』の改訂と『基本理念を支える4つの「力と姿勢」』の設定

鳥取県教育が目指すべき方向性について、鳥取県教育審議会の意見等を踏まえた上で、教育委員が議論を重ね、第一期計画での『基本理念』を改訂することとしました。

また、基本理念の示す「人」について、補足的に説明した第一期計画の「基本理念を踏まえためざす人間像」を、施策の前段となる教育目標としての位置づけがより明確となるよう『基本理念を支える4つの「力と姿勢」』として設定し直すこととしました。

具体的な「基本理念」、4つの「力と姿勢」の内容と、その設定の考え方については、「第三章 鳥取県教育の基本理念」に記載します。

### (3) 5つの『目標』と18の『施策』の見直し

目標と施策については、おおむね、第一期計画の内容に沿いながら、現状に合わせて見直しました。

個々の目標と施策の具体的な内容については、「第四章 5つの目標と18の施策」に記載します。（施策一覧は7、8頁参照）

なお、第一期計画で柱の一つとして掲げた「鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり」については、それぞれの施策を進める上で最も基礎となる重要なものとして、一つの章を立てて位置づけました。

### (4) 18の『重点取組』の明示

本計画は、教育施策全般についての取組を掲げていますが、メリハリをつけた施策の推進を図るため、その中でも特に重点的に取り組むものを、新たに「重点取組」として示すこととしました。

「重点取組」は、計画期間内における施策の達成状況等により変わるものと考えられますが、計画策定の段階で、より力を入れたい18の取組を重点取組に位置づけました。

なお、個々の重点取組の内容は、各施策項目に\_\_\_\_\_で示します。（重点取組一覧は7、8頁参照）

### (5) 数値目標の見直し

数値目標は、新たに15の指標を設定するとともに、既に目標を達成した指標を削除するなど、計画の進捗状況を測るためにふさわしい指標に見直しました。（51項目→49項目）

### (6) 計画の構成

大きな流れとしては、従前の計画を踏襲しながらも、重複を排除するなどして、よりわかりやすい計画となるように構成を変更しました。

また、個別の事業については、毎年度策定する本計画の分冊として位置づける「アクションプラン」で示すこととし、本計画では、取組の方向性のみを記載することとします。

## 第二章 目指す鳥取県の姿

平成 21 年に策定された「鳥取県の将来ビジョン」には、県政全般について、鳥取県の目指すべき姿が示されています。このビジョンで、教育分野については、6つの柱のうち、主に『VI【育む】次代に向けて、躍動する「ひと」を育む』に、位置づけられています。

### 「鳥取県の将来ビジョン」

#### 目指す鳥取県の姿

みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」～心豊かな充実生活をめざして

県民、NPO、住民団体、企業、各団体等の知恵と力を結集して、地域・県外・国外と「顔が見えるネットワーク」を持ちながら様々な活動を行う活力にあふれる鳥取県。  
そして、その活力を活かし、人生のあらゆるステージ（段階）において、豊かな自然・環境の中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることのできる鳥取県。  
＝「活力 あんしん 鳥取県」を、県民とともに創ります。

#### ●将来ビジョンの中で、教育に密接な関連があるもの

##### I【ひらく】地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく

- 法定雇用率、三徳山の世界遺産登録

##### II【つなげる】様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る

##### III【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ

- 鳥取県版環境管理システム（TEAS）の取得

##### IV【楽しむ】いきいきと楽しみながら充実した生活を送る

- 本県の豊かな歴史、自然・環境、食、文化等を知り、楽しむ
- 芸術文化の振興、スポーツ振興
- いつでもどこでも学べる環境づくり

##### V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う

- 人権の尊重、男女共同参画社会、多文化共生社会

##### VI【育む】次代に向けて、躍動する「ひと」を育む

- 「知の拠点」としての高等教育機関等の地域連携等
- 地域に信頼され、地域の要請に応えられる学校づくり
- 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育
- 家庭・地域の教育力を確立し、地域社会を支える「人財」を地域全体で育てる「地域循環型」教育の推進
- 身近なものから最先端のものまで、科学・ものづくりに触れる機会を増やし、創造的で人間力を持った「人財」を育成



## 第三章 鳥取県教育の基本理念

### 基本理念

自立して心豊かに生きる 未来を創造する  
鳥取県の人づくり

#### ～基本理念を支える4つの「力と姿勢」～

#### ▽自立して生きる力

- ・生きていくために必要な知識、技能、教養を備え、学び続ける姿勢
- ・主体的に考えて判断し、他者と協働しながら課題を解決していく力
- ・志を高く持ち、自らの夢を描きながら粘り強く挑戦し、実行していく力

#### ▽豊かな心と健やかな体

- ・心とからだの健康づくりや体力の向上に取り組む姿勢
- ・思いやり、たくましさ、感動する心など豊かな人間性を発揮できる力
- ・文化、芸術、スポーツ、読書やボランティアなどの活動に積極的に取り組む姿勢

#### ▽社会の中で支え合う力

- ・人々との関わりを大切にし、コミュニケーションを豊かにとることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命を大切にして共に生きる姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

#### ▽ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

基本理念及び基本理念を支える4つの「力と姿勢」の設定の考え方は、次のとおりです。

### (1) 基本理念

鳥取県教育を進める上で、県民一人ひとりに、それぞれの立場で、教育に主体的に取り組んでいただくことが重要です。このため、県民と方向性を共有しながら、その実現に向けた取組を推進していくため、本県教育の目指すべき「基本理念」を設定します。

「教育」は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するために不可欠なものです。

そして、県民が、幸福で充実した人生、より良い社会を創っていく責任は自分たち一人ひとりにあるという公共の精神を自覚し、これからの社会の在り方について考え、主体的に行動すること(自立)が、県民一人ひとりにこれまで以上に求められます。また、社会の中で、互いを認め合いながら、共同、協調していくことも自立して生きる力の一部として重要なものです。

こうしたことから、第一期計画においては、県民一人ひとりが、

- ・自立して生きていくための基礎となる、知・徳・体のバランスのとれた力を身に付けること
- ・様々な人々との関わりの中で生きていく力を身に付けること
- ・ふるさと鳥取県への思いを育みながら、地域の伝統や文化を受継ぎ、伝え、これからの社会を支えていくこと

を目指し、「自立した 心豊かな 人づくり」を基本理念に掲げて、本県教育を進めてきました。

この第一期計画の基本理念は、鳥取県教育の基本に置くべき理念であり、本計画においても、引き続き「自立して生きる人」、「心豊かに生きる人」の育成を目指し、基本理念に掲げます。

さらに、急激な人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行など、大きく変化する社会情勢の中で、新しい課題を発見し、解決していくことで、誰も経験したことのない社会に柔軟に対応することが求められています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、住民の生命、財産、地域社会などを一瞬のうちに奪い去りました。しかし、一方で、この震災からの復興への歩みは、命を守る教育の大切さはもとより、一人ひとりが困難に直面しても粘り強く自ら考え、判断し、行動することの大切さ、また、人と人とのつながりや絆、さらに人と協働しながら新しい知識や価値を生み出していくことの必要性、そして、ふるさとの大切さなどを日本全体が再認識する契機となりました。

このことから、

- ・豊かな未来を自ら切り拓き、創造していくこと

という視点を加え、鳥取県教育の目指すべき基本理念として定め、人とのつながりの中で自立し、ふるさとの未来を担う人づくりを目指します。

### (2) 基本理念を支える4つの「力と姿勢」

基本理念の実現に向けて、鳥取県教育で育てたい能力、資質、技能、姿勢、意識などを、『基本理念を支える4つの「力と姿勢」』として定めることとしました。

第一期計画で定めていた「自立して生きていく人」、「心豊かに生きていく人」という人間像に含まれる概念であった「自立して」、「社会の中で」、「健やかで、心豊かに」、「ふるさと鳥取県に誇りを持ち」のそれぞれを「力と姿勢」として位置づけ、基本理念で追加した「未来を創造する」を加えて、整理し直しました。

さらに、4つの「力と姿勢」をより具体的に分かりやすく表現するため、それぞれ説明をつけています。

「協働」、「高い志」、「挑戦」、「粘り強さ」、「共に生きる」、「グローバルな視点」、「新たな価値の創造」といったキーワードを新たに盛り込み、一人ひとりの個性を大切にしながら、それぞれの「力と姿勢」の伸長に取り組みます。

## 第四章 5つの目標と18の施策

基本理念の実現に向けて、今後5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、5つの目標と18の施策を定めて取り組みます。

また、それぞれの施策のより具体的な方向性を示す「施策項目」のうち、特に重点的に取り組むものを、「重点取組」として位置づけます。

<b>目標 1：社会全体で学び続ける環境づくり</b>	P9～
施策1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進	・ 10
1－(2) 家庭教育の充実	・ 12
1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援	・ 13
<b>重点取組</b>	
①学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築	(P10)
②保護者同士のネットワーク形成	(P12)
③図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実	(P13)
<b>目標 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進</b>	P17～
施策2－(4) 幼児教育の充実	・ 18
2－(5) 学力向上の推進	・ 19
2－(6) 特別支援教育の充実	・ 23
2－(7) 社会の進展に対応できる教育の推進	・ 25
2－(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	・ 27
2－(9) 健やかな心と体づくりの推進	・ 30
<b>重点取組</b>	
④発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、発展	(P18)
⑤スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大	(P19)
⑥個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供	(P23)
⑦英語教育の充実、ICTの活用、手話の取組によるグローバルマインドと コミュニケーション力の育成	(P25)
⑧いじめ、不登校等の未然防止、早期対応	(P27)
⑨学校と地域が連携した体力向上	(P30)
<b>目標 3：学校を支える教育環境の充実</b>	P35
施策3－(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実	・ 36
3－(11) 特色ある学校運営の推進	・ 37
3－(12) 人的、物的な教育資源の充実	・ 39
3－(13) 安全、安心な教育環境の整備	・ 41
3－(14) 私立学校への支援の充実	・ 43



<b>重点取組</b>	
⑩社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討	(P 36)
⑪学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進	(P 37)
⑫中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成	(P 39)
⑬食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備	(P 41)
⑭私立学校の多様な取組への支援	(P 43)
<b>目標 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり</b>	P46～
施策4－(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	・ 47
4－(16) トップアスリートの育成（競技力向上）	・ 49
<b>重点取組</b>	
⑮幼児期からの運動習慣づくり	(P 47)
⑯ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実	(P 49)
<b>目標 5：文化、伝統の継承、創造、再発見</b>	P52～
施策5－(17) 文化、芸術活動の一層の振興	・ 53
5－(18) 文化財の保存、活用、伝承	・ 54
<b>重点取組</b>	
⑰子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高める機会の提供	(P 53)
⑱祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援	(P 54)

### ◎表記のルール

- 1 同じ取組を複数の項目に記載する場合には、「再掲」と表記します。  
 <例>  
 施策2－(5)と同じ取組が、施策1－(2)にもあり、施策2－(5)を優先とする場合
  - ・ 施策1－(2)の取組に、【再掲2-(5)】と表記
  - ・ 施策2－(5)の取組に、【1-(2)に再掲】と表記
- 2 施策項目内の\_\_\_\_\_は、重点取組です。
- 3 数値目標内の「指標」欄の〈 〉は現況値の年度です。年度の表記のないものは平成25年度です。
- 4 学校に関するデータは、主に公立学校のデータです。私立学校のデータを表記する場合には、「私立学校」と表記します。

## 目標 1

### 社会全体で学び続ける環境づくり

少子高齢化や核家族化に加え、非正規雇用の拡大、自立できない若者の増加などを背景に、地域では人と人とのつながりが弱まり、個人主義が拡大する中で、助け合いや共に学び高め合う意識が薄れてきています。

社会は多様化し、地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増しています。生涯を通じた学びを通して一人ひとりの潜在能力を最大限伸ばしていくとともに、地域社会における人々のつながりや支え合いを大切に、地域社会、企業、家庭、学校、NPO等の団体、行政など、あらゆる人々が協働して社会の抱える課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

また、教育の原点である家庭教育は、子どもの自立に向け、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心など生きる力を身につけていく大きな役割を担っています。しかし、現在、地域社会や家庭環境の変化等の中で、子育てについての不安や孤立を感じたり、十分な自覚を持ってないでいる保護者が増加しています。

こうした中、子どもたちの健やかな成長をしっかりと支える学校、家庭、地域が連携した家庭教育の充実に向けて、親の育ちを応援するための取組や社会的課題に対応した支援などに取り組めます。

さらに、生涯学習は、生涯にわたって充実した心豊かな生活を送るために必要な取組であるとともに、学習によって習得した知識や技術、その成果を生かした活動は、県民が行政と協働してまちづくりを推進する大きな力になります。学習活動を通じて地域社会が人を育み、人が地域社会をつくるという良い循環をつくることが求められています。このような良い循環をつくるために、いつでもどこでも学習ができ、学んだことを地域に生かすことができる体制の構築を目指します。

#### 施策

- 1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進
- 1－(2) 家庭教育の充実
- 1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

## 施策1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進

### 【 施策項目 】

#### ① 地域の教育力の向上

- ・ 地域住民や保護者同士の絆づくりの推進や学びの機会の提供を通じて、コミュニティの一員としての自覚を促し、地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- ・ 保護者や大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図るため、キャンペーン等による啓発に取り組みます。
- ・ スマートフォンや携帯電話、インターネット等とのより良い接し方や薬物依存の危険性等に関して、保護者等への啓発を行うなど、メディアによる有害情報や薬物乱用の危険から子どもたちを守る取組を推進します。

#### ② 社会全体による学校支援

- ・ 学校支援ボランティア※1、放課後子ども教室※2の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携、協力体制を構築することを通じて、地域社会全体で学校を支え、子どもたちを育む活動を支援します。

#### ③ 社会教育を推進する人材の育成と団体支援

- ・ 地域づくり、人づくりの要となる市町村及び公民館の職員をはじめ、社会教育関係者の資質向上を図るため、関係団体と連携、協働して、各種研修会を開催するとともに、社会教育関係団体の人材育成等を支援します。
- ・ 地域や職場などで「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進めます。

### 【 数値目標 】

\* 「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

指 標	現況値	目標値
1 心とからだいきいきキャンペーン※3による取組率（就学前児童）【再掲1-(2)】		
望ましい生活習慣が大切だと思う保護者の割合 〈H24〉	94.2%	100%
望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合 〈H24〉	81.9%	90%
2 自治会単位の「人権学習会(小地域懇談会)」で事後研修を取り入れている市町村【再掲1-(3)】 〈H24〉	11市町村	19市町村 (全市町村)
3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」※4 協定締結企業数 【1-(2)に再掲】 〈H24〉	562社	700社
4 学校支援ボランティア登録者数	約6,000人	7,000人

### 【 現状と課題 】

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化や個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっています。また、子どもたちが日常生活の中で、社会のルールや人間関係の在り方を学ぶ機会が減少し、規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れ等が指摘されています。
- スマートフォン等の情報機器やネット上のコミュニティサイトの急速な普及に伴い、ネット犯罪やいじめ、人権侵害等の発生やネット依存等が社会問題となっています。脱法ハーブ等の薬物乱用については、都市部が中心でしたが、県内でも広がる懸念があります。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの抱える問題に対して、社会全体で解決に向けた取組を展開し、地域ぐるみで子どもたちを育み、見守るとともに、地域の方々が生涯学習によって習得した自らの知識や技術、経験を生かして、地域コミュニティのつながりづくりを進める必要があります。



---

※1 〈学校支援ボランティア〉

学校の要望に応じて地域の方々がボランティアとなって学校を支援するしくみ。生活や学習の支援、環境整備、登下校時の見守りなどを実施。

※2 〈放課後子ども教室〉

子どもの安全、安心な居場所づくり推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。

※3 〈心とからだいきいきキャンペーン〉

子どもたちの望ましい基本的生活習慣の定着を目的として、平成17年度から県教育委員会が取り組んでいる。取組の6つの柱：①しっかり朝食を食べよう、②じっくり本を読もう、③外で元気に遊ぼう、④たっぷり寝よう  
⑤長時間テレビを見るのはやめよう、⑥制服を整えよう。

※4 〈鳥取県家庭教育推進協力企業制度〉

企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進。平成25年3月31日現在、562の企業と協定を締結。協定締結企業の取組（2つ以上に取組）：①「学校へ行ってみよう」 ②「仕事を語ろう、仕事を見せよう」  
③「子どもの体験活動をひろげよう」 ④「我が社の子育て支援」

## 施策1-(2) 家庭教育の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 家庭の教育力の向上

- ・ 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供や、関係機関と連携した相談体制の整備など、家庭教育の支援を充実します。
- ・ P T A等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

【2-(5)に再掲】

#### ② 社会全体による家庭教育の支援

- ・ 保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の増加に取り組み、企業の活動を支援します。
- ・ 関係団体と連携した啓発活動を行うなど、大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図ります。
- ・ 幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターが有する人的、物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談、助言などにより、子育て支援を進めます。

#### ③ 学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(5)】

- ・ 児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・ 家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

### 【 数値目標 】

指 標	現況値<H24>	目標値
1 心とからだいきいきキャンペーンによる取組率（就学前児童）【1-(1)に再掲】		
望ましい生活習慣が大切だと思う保護者の割合	94.2%	100%
望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合	81.9%	90%
3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」協定締結企業数【再掲1-(1)】	562社	700社
5 小、中学校における「子育て親育ちプログラム」※5を活用した講座実施校数	13校	70校

### 【 現状と課題 】

- 社会が急激に変化する中、地域社会の変化や就業形態の変化、家庭環境の多様化などにより、親子の育ちを支える人間関係が弱まっています。不安や悩みを抱えながらも、身近に相談する人が少なく孤立化しやすい状況があったり、地域活動やP T Aなど社会教育関係団体の活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭に大きく分かれる二極化傾向も生じています。
- 親子の育ちを応援する学習機会の充実や保護者同士の仲間づくり、家庭教育支援のネットワークを広げる取組を推進することが必要です。
- ものの豊かさや便利さ、I T技術の進歩に伴うメディアの多様化、実体験不足等により、子どもたちの規範意識や体力への影響が懸念されており、子どもたちの基本的な生活習慣の定着に向けた取組が一層重要となっています。
- 保護者が子どもや地域との関わりを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）も踏まえ、企業と協力して子育てに対する支援を充実し、子育てしながら働くことができる環境づくりを進めることが必要です。
- 課題の見られる家庭に対して、福祉部門等と連携した支援が求められます。

※5〈子育て親育ちプログラム〉子育ての悩みや課題を話し合い、親同士のつながりを深め、学びあうプログラム。

## 施策1-(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

### 【 施策項目 】

#### ① 生涯学習の推進

- ・ とっとり県民カレッジ※6など、多くの世代が生涯にわたって学ぶことができる場を提供するとともに、その学習成果を、地域や家庭などに還元して、様々な社会問題の解決に向けて取り組んだり、心豊かに人生を送ることができるような社会の構築を目指します。
- ・ 個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用を促進します。
- ・ 図書館におけるタイアップ講座など、高等教育機関の公開講座との連携を図り、県民の学習機会の拡大を図るとともに、今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

#### ② 人権学習の推進

- ・ 社会全体で人権教育に取り組み、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場で県民一人ひとりがより良い生き方や社会の在り方について考え、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることの認識を深めることができるよう支援します。

#### ③ 子どもの読書活動の推進

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」※7に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・ ふるさと納税制度（寄付金）※8を活用し、子どもの読書環境やジュニアスポーツ等の充実を図ります。

#### ④ 社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・ 船上山少年自然の家や大山青年の家などの青少年社会教育施設において、利用促進を図るとともに、学校と連携しながら、自然体験活動内容の充実や、今日的な課題に対応した取組等を進めます。
- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設が、地域の様々な課題や社会的ニーズに対応した「学習」の拠点、「人づくり、地域づくり」の拠点として機能するよう支援します。

#### ⑤ 図書館機能の充実

- ・ 「県民に役立つ、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育む図書館」としての機能を充実します。
- ・ 県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。

#### ⑥ 博物館機能の充実

- ・ 県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。
- ・ 県立博物館と学校教育との連携を強化し、児童生徒の体験を通じた学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努めます。
- ・ 施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化等について、改善に取り組みます。

## 【数値目標】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

指 標	現況値	目標値
2 自治会単位の「人権学習会(小地域懇談会)」で事後研修を取り入れている市町村【1-(1)に再掲】 〈H24〉	11 市町村	19 市町村 (全市町村)
6 「とっとりマスター」※9 認定者数	10 人	20 人
7 県立博物館の入館者数 〈H24〉	11.1 万人	10 万人
8 公立図書館の個人貸出冊数(人口一人当たり) 〈H24〉	4.9 冊	6 冊

## 【現状と課題】

- 活力ある地域社会をつくるためには、いつでもどこでも学ぶことができる環境づくりを進め、学んだことを地域や社会での実践につなげていくことが必要です。
- 人権学習においては、組織の活性化や小地域懇談会の充実など各市町村が抱える諸課題の解決に向けた情報交換や検討を行い、市町村における人権学習が充実するよう支援していくことが求められています。
- 子どもの読書活動については、全国に比べてブックスタートや学校での「朝の読書」の実施率が高く、本が好きな子どもは増えている一方で、家庭や図書館等での読書時間が減少しています。特に中高生の読書時間が短くなっていることから、学校と家庭が連携して家庭等での読書習慣につながる働きかけを行う必要があります。
- 公民館等の社会教育施設は、様々な学習活動や地域づくりの拠点として、利用者のニーズや地域課題に対応した魅力ある事業を実施することが求められています。また、自然体験活動を行ったことのない青少年が増加しており、青少年社会教育施設での自然体験活動や宿泊体験活動を充実するとともに、学校や関係機関、民間と連携して、時代の変化に対応した取組を進めることが必要となっています。
- 県立博物館は、開館40年を経過し、施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化が進むとともに、駐車場不足が慢性化しています。

### ※6 〈とっとり県民カレッジ〉

県民の多様なニーズに応え、また県民が生涯学習に関わるきっかけづくりとなるよう、様々な教育機関と連携しながら、体系的、総合的な学習機会を提供。

### ※7 〈鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン〉

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を全県的に推進するために、平成26年3月に第3次計画を策定。

### ※8 〈ふるさと納税制度(寄付金)〉

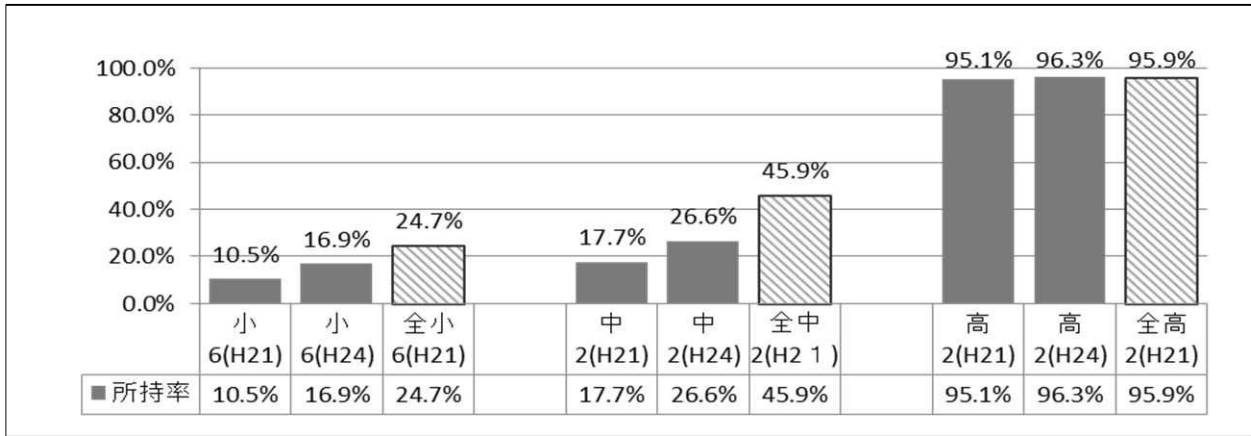
鳥取県では、住民税や所得税の軽減措置が受けられる鳥取県へのふるさと納税制度を活用した寄付金を原資に、「鳥取県子ども未来基金」を設け、子どもたちの読書活動の推進やスポーツ活動推進のために活用。

### ※9 〈とっとりマスター〉

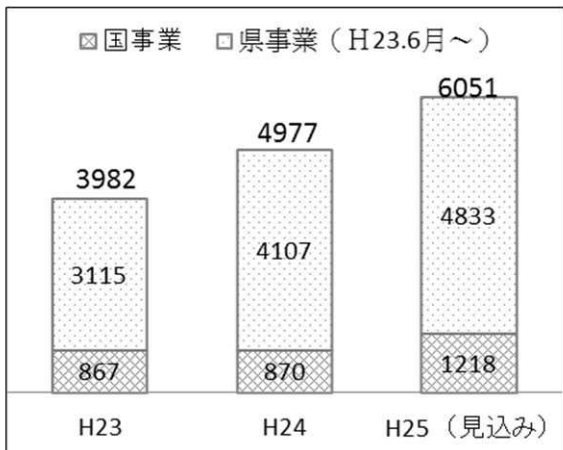
とっとり県民カレッジ主催講座を全科目受講し、かつ200時間以上、講演等に参加された人の中から、10回以上、講師を務めた方を認定。

**参考資料： 1 社会全体で学び続ける環境づくり**

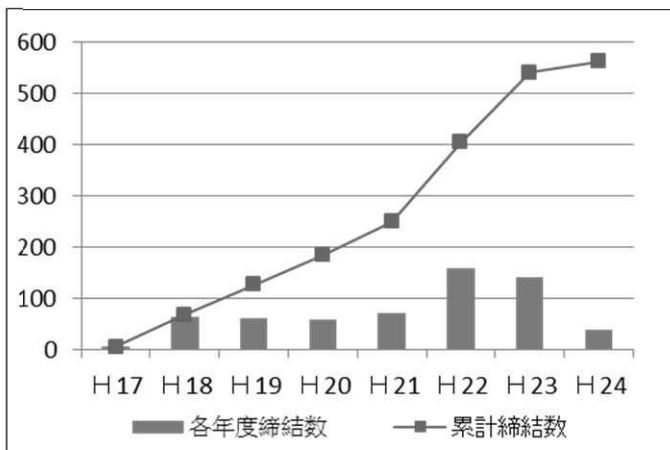
■携帯電話（スマートフォン）の所持率の推移と全国との比較



■学校支援ボランティアの登録者数の推移

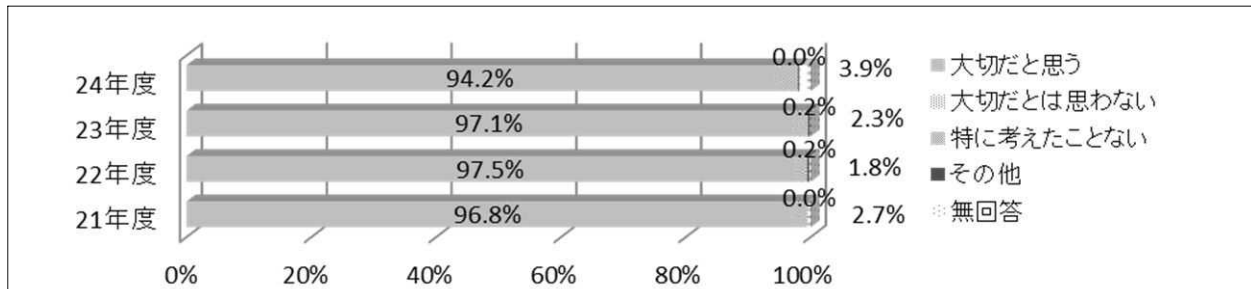


■鳥取県家庭教育推進協力企業の協定締結数の推移

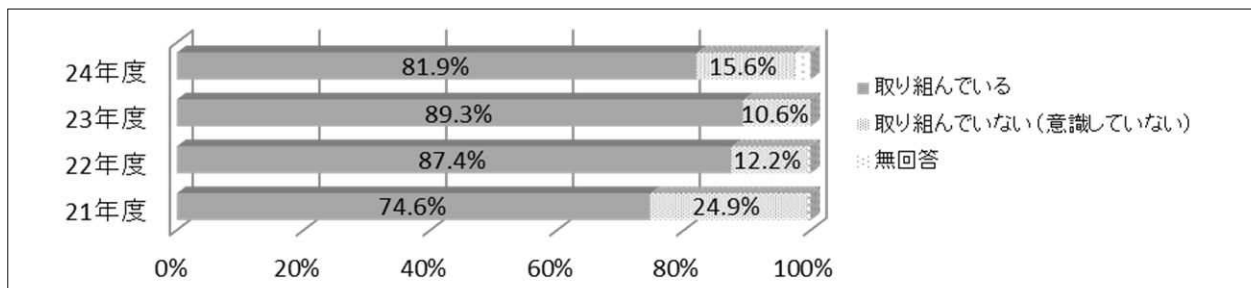


■心とからだいきいきキャンペーンに関する保護者アンケート【保幼】

(1) 子どもたちの望ましい生活習慣について



(2) 家庭内での生活習慣の取組状況





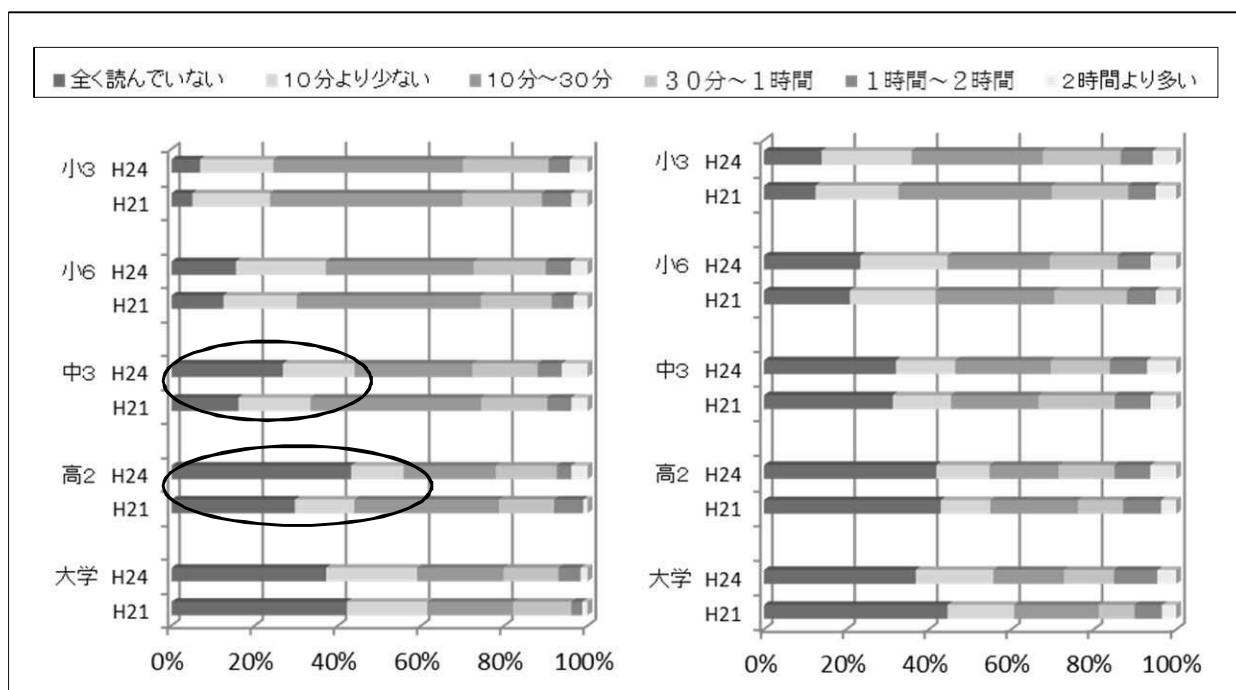
■朝読書・全校一斉読書の実施状況（平成24年5月1日現在）

	全 国			鳥 取 県			
	学校数	朝読実施 学校数	実施率 (%)	学校数	朝読実施 学校数	実施率 (%)	
小学校	20,693	18,285	88.36%	134	131	97.76%	
中学校	9,720	8,097	83.30%	60	55	91.67%	
高等学校	3,602	1,158	32.15%	24	15	62.50%	
特別支援学校	小学部	808	65	8.05%	8	2	25.00%
	中学部	807	64	7.93%	8	2	25.00%
	高等部	801	65	8.12%	7	2	28.57%

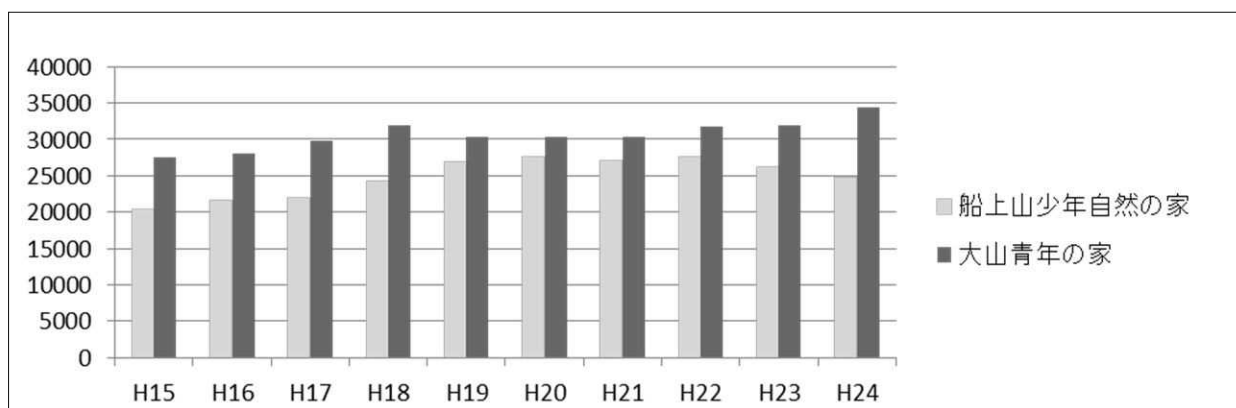
■子どもの読書活動に関するアンケート結果

(1) 学校外での読書時間（平日）

(2) 学校外での読書時間（休日）



■船上山少年自然の家及び大山青年の家の利用状況



## 目標 2

### 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

我が国においては、人々の知的活動・創造力が最大の資源です。21世紀は、「知識基盤社会」の時代であり、様々な分野での技術革新を生み出すことのできる、幅広い知識と柔軟な思考力、判断力等を備えた人材の育成が、より一層重要です。グローバル化、IT化の進展、環境問題や少子高齢化、過疎化など急激に変化する社会の中で、様々な課題に適切に対応しながら、地域を活性化していくことが求められます。

このような時代の変化に対応し、未来を創造する人づくりを進めるため、平成25年度に設置した学力向上戦略本部において、子どもたちの学力を「豊かに生きる、共に生きる力の状況」「学びの質・学習状況」「学力調査の状況」の三つの観点で測ることとしました。これからの時代を生き抜いていく上では、夢を持って学ぶこと、基礎的な知識や技能を身につけ、自ら見つけた課題を解決していくこと、周囲の人々との対話を通して合意形成をしていくこと、ふるさとを大切にすることなどが求められます。

こうした観点を学校、保護者、行政等が共有するとともに、これまでの「未来を拓くスクラム教育推進事業」等で得られた校種を超えた連携による取組の成果を生かしながら、本県の子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力向上の取組を進めます。

また、これからの基盤となる力を育む幼児教育の充実をさらに推進し、「鳥取県幼児教育振興プログラム（平成24年度改訂）」や「鳥取県幼保小連携カリキュラム（平成25年度作成）」を活用した取組を展開します。

特別支援教育では、手話言語条例の制定をきっかけに、さらに、障がい者の自立と社会参加の促進につながる学校教育を目指します。

#### 施策

- 2-(4) 幼児教育の充実
- 2-(5) 学力向上の推進
- 2-(6) 特別支援教育の充実
- 2-(7) 社会の進展に対応できる教育の推進
- 2-(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進
- 2-(9) 健やかな心と体づくりの推進

## 施策2-(4) 幼児教育の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 幼児教育の充実

- ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実、発展させます。
- ・ 子どもや社会の変化に対応するため、子どもの情緒の安定と主体的な活動を促す幼児教育の環境づくりを支援します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもの発達の特性に応じた教育課題を共有できる体制づくりを進めます。
- ・ 県内幼稚園を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 「鳥取県幼児教育振興プログラム」※1（改訂版）や「鳥取県幼保小連携カリキュラム」を活用した取組を展開し、幼児教育の充実に取り組みます。

#### ② 子育て支援の充実

- ・ 子どもを主体とした幼稚園、保育所等における子育て支援を充実します。
- ・ 家庭における教育の重要性や子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心を深めます。
- ・ 子育てに関し、特に支援が必要な家庭への対応を強化します。
- ・ 保護者同士の仲間づくりを進めます。

### 【 数値目標 】

指 標	現況値<H24>	目標値
1 小学校教員による保育所、幼稚園での保育体験研修の実施	15市町村	19市町村 (全市町村)
2 幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定	83.6%	全ての小学校区 で実施
3 「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」※2の作成と小学校への送付	100%	全ての保育所で 実施

### 【 現状と課題 】

- 近年、子どもたちのコミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の低下、運動能力の低下、食生活の乱れなど、子どもの育ちの変化が指摘されています。多様化する社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、幼稚園、保育所での教育の質の向上及び幼稚園、保育所での育ちを小学校へ引き継ぐことが必要とされています。
- 子育て家庭の減少や地縁や血縁が弱まるなかで、保護者は不安や悩みを抱えながらも、身近に相談する人が少なく、孤立化しやすい状況にあります。また、地域の活動やPTAなど社会教育関係団体の活動が低下してきている傾向があり、活動に参加する家庭の二極化も見受けられます。保護者の価値観の多様化、子育てに不安や悩みを持つ保護者、特別な支援が必要な子どもの増加などに対応するため、幼稚園、保育所の機能を活用した、子どものよりよい育ちを保障する子育ての支援が必要となっています。

※1 〈鳥取県幼児教育振興プログラム〉

今後の本県の幼児教育・保育の方向性や具体的な取組等の指針。平成25年3月に改訂。

※2 〈子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）〉

保育所生活での子どもの育ち、養護や教育に関わる事項を記録し、保育実践を振り返ることで、保育士等の自らの専門性の向上及び保育の質の向上を図るもので、保育所（園）と小学校の連携を図るための一つの方法として、保育所（園）から就学先の小学校に送付する資料。

## 施策 2-(5) 学力向上の推進

### 【 施策項目 】

#### ① 学校と家庭が協働した学力向上【1-(2)に再掲】

- ・ 児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・ 家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

#### ② 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

- ・ 教員、保護者、児童生徒に対して、望ましい学力観、勤労観、職業観を育成し、学習の必要性の共通理解と普及を図ります。
- ・ キャリア教育や様々な体験、探究活動等を推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。
- ・ P T A等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

【再掲 1-(2)】

- ・ 体験活動や探究的な学習に取り組む学校の増加を図ります。

#### ③ 基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

- ・ 基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させ、児童生徒の個に応じた学力の伸長を図ります。
- ・ 全国学力・学習調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのP D C Aサイクル※3の確立を目指します。
- ・ 自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクール※4の導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【再掲 3-(11)】

#### ④ 教員の授業力向上

- ・ 児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【3-(12)に再掲】
- ・ 教員が、認知科学、学習科学、教科指導を貫く学習理論や指導の手法を学ぶなど、授業の幅を広げる取組を進めます。
- ・ 授業の満足度を測るためのアンケートを活用するなどしながら、授業に満足する生徒の増加を図ります。
- ・ 授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【3-(12)に再掲】

#### ⑤ 学び合い、つながる環境づくり

- ・ 「未来を拓くスクラム教育推進事業」※5での学校種を超えた連携の成果を、保護者、児童生徒、教職員と共有しながら、全県に拡大するよう取り組みます。
- ・ 体験活動や探求（探究）的な学習の成果発表会や小論文指導、各教科における言語活動などの充実、学び合う環境づくりを進め、児童生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを育成します。
- ・ 教員同士が学び合い、高め合うネットワークづくりを推進します。

#### ⑥ カリキュラム改善

- ・ 県立高等学校の学科、コース、カリキュラムを社会の要請に応じて、改善します。
- ・ 司書教諭※6、学校図書館司書※7を核として、学校図書館の学習・情報センター機

能の活用強化に学校全体で取り組み、全教科で学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

- ・ 県立図書館、県立博物館において、授業等での必要な資料、活動の場の提供等を通して、授業づくりを支援します。
- ・ 児童生徒が、優れた芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

⑦ 科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実

- ・ 児童生徒の科学、ものづくりに対する興味関心を高め、地域産業を担う人材育成につなげます。
- ・ 科学やものづくりを学ぶ高校への進学希望率の向上を図ります。
- ・ 学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、講座や講演会の開催などにより、科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援などにより、観察、実験など体験を通じた学習の充実に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現況値<H25>	目標値	
4 子どもたちの学びの質の向上			
観点①：豊かに生きる、共に生きる力の状況			
(1) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識	「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加	(小6)44.5%、(中3)52.8% (高2) —	向上
	「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加	(小6)76.3%、(中3)65.9% (高2) —	向上
(2) 進路に向けた意識	「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加	(小6)85.3%、(中3)70.9% (高2) —	向上
	「『あの人のようになりたい』と思う人がいる」児童生徒の増加	(小6)77.5%、(中3)71.3%	向上
	「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加	(高2) —	向上
(3) 地域社会への参画状況	「地域の行事に参加している」児童生徒の増加	(小6)79.1%、(中3)48.7% (高2) —	向上
	「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く)から褒められたことがある」児童生徒の増加	(小6)64.8%、(中3)52.7%	向上
観点②：学び方の質・学習状況			
(4) 意欲、授業に向かう姿勢	「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加(算数・数学)	(小6)65.1%、(中3)35.9%	向上
	「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加	(小6) —、(中3) —	向上
	「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加	(高2) —	向上
	「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加	(小)95.3%、(中)92.0%	向上
	「」 教員の増加	(高) —	向上
(5) 体験活動・読書活動の実施状況	「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加	(小) —、(中) —	向上
	「全校一斉読書に取り組む」学校の増加	(小)100%、(中)95.3% (高)91.6%	向上



	「読書が好きである」児童生徒の増加	(小6)74.7%、(中3)73.0% (高2) —	向上
(6) 家庭における学習等の状況	「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加	(小6)61.8%、(中3)46.2% (高2) —	向上
	「進んで取り組んでいることを褒めている」保護者の増加	(小6) —、(中3) —	向上
	児童生徒に対する国語・算数(数学)の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加	(小)98.5%、(中)62.0%	向上
観点③：学力調査の状況			
(7) 上位層の増加 下位層の減少	全国学力・学習状況調査でA層※8で全国平均を上回り、D層※8で全国平均を下回った教科	(小、中)100%	100%
(8) 過去の調査と同一問題の正答率の増加	全国学力・学習状況調査で過去の問題と同一問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合	(小、中)77.8%	向上
(9) 無解答率の減少	全国学力・学習状況調査で記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合	(小、中)77.8%	向上
(10) 各校が設定した指標の達成	各校が達成したと評価する割合	(高) —	向上

## 【現状と課題】

- 先行きが不透明な社会情勢の中、子どもへの目配りが不十分な家庭や地域が生じています。また、このような社会の中で、子どもたちにも、目指すべき目標や自分の将来に価値を見出しにくい状況があります。高校では、学校外ではほとんど勉強しない生徒が多いなど、学習への意欲が低い生徒も見られるため、自らの将来に夢や目標を持たせ、主体的な学習意欲を高める必要があります。
- 全国的な学力調査等の結果から、小中学生の基礎的、基本的な知識、技能の定着は概ね良好である反面、学力の二極化傾向や学習習慣の定着に課題があります。高等学校では、小、中学校での学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られ、基礎学力の確実な定着とさらなる伸長が必要です。
- 知識基盤社会※9の到来に当たり、基礎的、基本的な知識、技能の習得のみならず、それらを活用して、問題を解決していくことが必要です。新しい課題を自ら設定し、それを解きながら前進していく創造的で協調的なプロセスを引き起こす21世紀型スキル※10の育成が求められています。  
近年、エキスパート教員※11等の優れた授業に触れる機会が増加し、教職員の授業改善に向けた意欲が向上するとともに、学校全体で授業改革に取り組む学校や校種を超えて連携した取組を進める学校などが増加してきました。  
また、高等学校においては、平成23年度に設置した高等学校学力向上推進委員会による「高校生の学力向上に関する提言」※12を受け、現在、全ての県立高等学校で授業改革など学力向上に向けて取り組んでおり、さらに、一層の取組の推進が求められます。
- グローバルな競争の活発化、技術レベルの高度化や情報化が進展する中、高度で専門的な能力や知識の重要性が高まっています。一方、若年労働者には、職業観が確立していない、自分に期待されるものが分からない等、求職者と求人側との職業能力におけるミスマッチが拡大しています。
- 子どもたちの理科離れが指摘される中、次代を担う科学技術人材の育成は、ますます重要な課題となっています。実験や観察、実物に触れる機会を増やし、子どもたちの興味、関心や知的好奇心を刺激し、科学の楽しさや本質を伝える取組が必要です。

---

※3 〈P D C Aサイクル〉

①業務の計画 (plan) を立て、②計画に基づいて業務を実行 (do) し、③実行した業務を評価 (check) し、④改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。検証改善のサイクル。

※4 〈コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 〉

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することにより、学校と地域が一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みを指す。

※5 〈未来を拓くスクラム教育推進事業〉

平成 23 年度から 25 年度において、岩美、八頭、倉吉、伯耆、境港、日南の 6 地区をモデル地域として、地域ごとに、幼保、小、中、高、大が校種の枠を超えてスクラムを組み、一貫性のある教育を実践。複数の校種を通じたカリキュラムの作成や教員の指導法の共有、乗り入れ授業 (在籍校以外での授業実施)、子ども同士の学び合いなどにより、教員の授業改革の取組や子どもたちの意欲の向上につながるなどの成果が現れてきている。

※6 〈司書教諭〉

学校図書館の専門的職務をつかさどる教員。学校図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、活用について中心的な役割を担う。12 学級以上の学校は必置。

※7 〈学校図書館司書〉

専門的な知識、経験を有する学校図書館担当事務職員。

※8 〈A層、D層〉

全国学力・学習状況調査の正答数の大きい順に児童、生徒を整理し、25%刻みで 4 層に分けたうち、最上位層を A 層、最下位層を D 層とする。

※9 〈知識基盤社会〉

平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、21 世紀は、いわゆる「知識基盤社会 (knowledge-based society)」の時代であるとし、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義。答申では「知識基盤社会」の特長として次のようなことが挙げられている。

- 1) 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
- 2) 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- 3) 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- 4) 性別や年齢を問わず参画することが促進される。

※10 〈21 世紀型スキル〉

2009 年 (平成 21 年) に、世界の教育学者や政府、国際機関が連携して組織した A T C 21 S プロジェクトが定義したスキルで、創造性とイノベーション、批判的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力、コラボレーション能力、情報リテラシー、シチズンシップなどが含まれる。

※11 〈エキスパート教員〉

高い専門性と優れた教育実践を行っている教員を認定する制度。授業の積極的な公開や他の教員への指導、助言等により、優れた指導技術等を普及を行う。

※12 〈高校生の学力向上に関する提言〉

平成 24 年 3 月に、新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会から、提出された。知識伝達型の授業から生徒自らの活動支援への転換や教員自身が認知科学や学習科学を学び直すことなど授業改革に関する内容や家庭学習充実に関する内容等について提言された。

## 施策 2 - (6) 特別支援教育の充実

### 【 施策項目 】

- ① **自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備**
  - ・ 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
  - ・ 県立特別支援学校における ICT の活用を推進し、子どもたちの学力向上や学びに対する意欲を引き出す取組を進めます。
- ② **特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進**
  - ・ 県立特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、機能の一層の充実を図ります。また、域内の教育資源を組み合わせ、学校間連携を推進することにより、インクルーシブ教育システム※13 の構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。
- ③ **幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校間での連続性のある教育の推進**
  - ・ 早期からの教育相談、支援の充実に向け、関係機関との連携を図りながら、適切な就学先決定の仕組みづくりに努めます。
  - ・ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒への連続性のある教育の推進に努めます。
  - ・ 各保育所、学校が、園内、校内委員会を開催し、適切な支援方法の検討に取り組めるよう支援を行います。
- ④ **「個別の教育支援計画※14」及び「個別の指導計画」を活用した指導と支援の充実**
  - ・ 個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進します。
- ⑤ **発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実**
  - ・ 幼児期、小学校期から高等学校期まで一貫した指導の体制を確立するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を強める取組の充実を図ります。
- ⑥ **キャリア教育と移行支援の充実**
  - ・ 卒業後の生活をより豊かにするために、キャリア教育を推進するとともに、在学中から学校と労働や福祉等関係機関とが連携しながら、職業自立の促進と移行支援の一層の充実を図ります。
  - ・ 特別支援学校の卒業生を含めた障がいのある方が、それぞれの潜在能力や可能性を最大限に発揮し、働くことによる社会参加が促進されるよう、直接雇用を進めます。
- ⑦ **教員の専門性の向上**
  - ・ 障がいのある幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の提供ができるよう、教員の専門性向上のための取組を行います。
  - ・ 教員研修等により教員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等で、「特別支援学校教諭免許状」の取得率の向上を図ります。
- ⑧ **保護者支援の充実**
  - ・ 保護者の子育ての不安や悩みに寄り添い、保護者が子育てに自信を持って取り組むための支援の充実を努めます。

- ・ 保護者等の負担を軽減するための体制整備に努めます。
- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいの状態と教育的ニーズを踏まえ、教育環境の整備や通学支援に取り組みます。

⑨ 特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発

- ・ 教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

⑩ 手話教育の推進【再掲 2-(7)】

- ・ 鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する取組を進めます。

【数値目標】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成 25 年度です。

指	標	現況値	目標値	
5	個別の教育支援計画の作成割合（公立幼、小、中、高）〈H24〉	84.1%	100%	
6	個別の指導計画の作成割合（公立幼、小、中、高）〈H24〉	95.6%	100%	
7	中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率	71.8%	100%	
8	特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率の向上	就職希望者に対する割合〈H24〉	78.5%	向上
		卒業生に対する割合〈H24〉	35.7%	向上
9	該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	特別支援学校教職員〈H24〉	74.8%	90%
		特別支援学級教員〈H24〉	40.8%	45%

【現状と課題】

- 本県においては、特別支援学校卒業生の就職先の確保、また、発達障がいのある中学校卒業生の進路の保障が大きな課題となっています。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加しており、早期からの教育的対応が求められています。高等学校では、生徒の困難さや教育的ニーズをしっかりと把握し、特に生徒の自立・社会参加に向けて「学びの支援」を進める必要があります。
- 保護者が参画した個別の教育支援計画を早期に作成し、支援会議での見直しと各ライフステージでの引継をより一層徹底し、一人ひとりの障がいの状態と発達段階に応じた教育を充実することが必要です。また、保護者の状況に応じた関係機関との機動性のあるつながりをつくることや保護者が自信を持って子育てができるよう支援していくことが求められます。
- 特別支援学校は、各学校の専門性を基盤として、教育相談や研修を行うなど、地域の特別支援教育の拠点としての役割を担っています。今後、学校間の連携をより深め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を充実して、学校、地域、社会の障がいのある人に対する理解を促進するとともに、特別支援教育の取組について、広く県民へ周知することが必要です。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率は 74.8%（平成 24 年 5 月 1 日現在）であり、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、免許状取得率を向上させ、担当教員としての専門性を早急に高める必要があります。また、児童生徒の個々の障がいの状態に応じた効果的な支援の方法や在り方等を学び、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っていく必要があります。

※13 〈インクルーシブ教育システム〉

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※14 〈個別の教育支援計画〉

特別な支援を必要とする子どもに乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫した支援を行うために作成する計画。進級、進学時に引き継いでいく。

## 施策2-(7) 社会の進展に対応できる教育の推進

### 【 施策項目 】

#### ① 鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成

- ・ 児童生徒が鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の鳥取県の様々な貴重な財産に触れ、良さを感じるとともに、探求的な学習、調査研究等を通して、「郷土とっとり」に誇りと愛着を持った人材の育成を図ります。

#### ② 情報社会を主体的に生きる人材の育成

- ・ 「人と人との間のコミュニケーション」の大切さを常に意識し、情報モラルの育成による新しいルールやマナーを身に付けた児童生徒の育成を図ります。
- ・ 英語活用能力やICT※15活用能力を備え、多様な価値観に対応できる柔軟性を持ったグローバル人材の育成を図ります。
- ・ スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【再掲3-(13)】
- ・ スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【再掲3-(13)】

#### ③ 主体的に行動する人材の育成

- ・ ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する児童生徒の育成を図ります。
- ・ 児童生徒が、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成を図ります。

#### ④ 手話教育の推進【2-(6)に再掲】

- ・ 鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーター※16の配置等、教育面における手話に関する取組を進めます。

#### ⑤ 環境教育の推進

- ・ 学校での環境教育全体計画の作成やTEAS※17の取得促進等により、環境教育を推進し、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する児童生徒の育成を図ります。

### 【 数値目標 】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

指 標	現況値	目標値
10 教員のICT活用指導力調査における児童・生徒のICT活用を指導する能力 〈H24〉	鳥取県 59.0% 全国 63.7%	全国平均値
11 情報モラル教育の実施 〈H24〉	(小)98.5% (中)95.0% (高)100%	100% 100% 100%
12 環境教育全体計画の作成及び改善 〈H24〉	(小)64.9% (中)35.0%	100% 100%





## 施策2-(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

### 【 施策項目 】

#### ① 道徳教育や人権教育の充実

- ・ 児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 小、中学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。
- ・ 自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めて行動できる児童生徒の育成を図ります。
- ・ 各教科等の指導を通じて、児童生徒が本来持っている能力を発揮し、人権尊重の社会づくりの担い手として成長していくことを目指します。

#### ② いじめ問題等への取組

- ・ 児童生徒同士が認め合う中で、自らいじめの未然防止や解決を図ることができるよう、児童生徒の社会性や問題解決能力の育成、自主的な活動を支援する取組を推進します。
- ・ いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- ・ 体罰による指導を根絶し、子どもたちが安心して悩みを相談できる体制を整えます。

#### ③ 不登校ゼロへの取組

- ・ スクールカウンセラー※19やスクールソーシャルワーカー※20などの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。

#### ④ 読書活動の推進

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・ 学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。

【再掲 3-(12)】

#### ⑤ 体験活動、文化芸術活動の充実

- ・ 児童生徒の豊かな人間性を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等、様々な体験活動の充実を図ります。
- ・ 文化、芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての児童生徒に優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性の育成を図ります。
- ・ 各学年での計画的な体験活動を推進します。
- ・ 関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティ※21を培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。
- ・ 博物館等が保管する資料に触れる体験や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

#### ⑥ 郷土を愛する姿勢の育成

- ・ 子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図

ります。

【数値目標】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

指 標	現況値	目標値	
4 児童生徒の学びの質の向上			
観点②：学び方の質・学習状況			
(5) 体験活動・読書活動の実施状況【再掲2-(4)】	「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加	(小) ー、(中) ー	向上
	「全校一斉読書に取り組む」学校の増加	(小)100%、(中)95.3% (高)91.6%	向上
	「読書が好きである」児童生徒の増加	(小6)74.7%、(中3)73.0% (高2) ー	向上
15 小、中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況〈H24〉	(小) 100%、(中)88.3%	100%	
16 「参加型」人権学習に取り組んだ学校の率 〈H24〉	(小)55%、(中)63%	100%	
17 児童生徒が文化芸術に触れる機会を持った割合〈H23〉	(小)97.8%、(中)83.3%	100%	
18 不登校の出現率の減 〈H24〉	(小・全国) 0.32% (小・県) 0.37% (中・全国) 2.58% (中・県) 2.31% (高・全国) 1.93% (高・県) 2.10%	全国平均を下回ると共に、低減	
19 学校いじめ防止基本方針の状況	策定した学校の割合	ー	100%
	取組検証した学校の割合(H27以降)	ー	100%

【現状と課題】

- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と道徳の時間との綿密な連携を図りながら、発達段階に応じた道徳的実践力を育成するとともに、身の回りで起きている事柄を人権の視点で考える力を培い、「人権感覚」を高めていく必要があります。
- 平成25年6月に成立したいじめ防止対策推進法では、国、地方公共団体、学校それぞれのいじめ防止基本方針の策定等について規定され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとされました。鳥取県はいじめの認知率は、全国平均を下回るものの深刻な事例もあり、児童生徒の規範意識や責任感、思いやりの気持ちの低下やコミュニケーションが苦手なために、児童生徒同士でトラブルになりやすい状況があります。また、携帯電話やスマートフォンの普及により、誹謗中傷や個人情報への無断掲載なども発生しており、ネット上でのいじめの解消が喫緊の課題です。
- 公立学校における不登校の出現率は、小学校では全国と比較して微増傾向にありますが、中学校では低減傾向、高等学校では若干の増加傾向が見られます。特に、高校1年生の割合が高い状況であり、中学校から高等学校の接続期における不登校の増加が懸念されています。  
不登校やいじめの未然防止にむけて、教職員一人ひとりの専門性の向上と、児童生徒が自己有用感を感じることができる居場所づくり、周りの人と関わりながら主体的に活躍できる場面を実現する絆づくりに取り組むことが重要です。また、普段から子どもと教職員、子ども同士のコミュニケーションを図るとともに、教職員間の連携を密にした組織的な体制を確立することが必要です。
- 本が好きな子どもは増えているものの、学年が上がるにつれて読書時間が減少しています。また、家庭での手伝いなどの日常的な生活体験や、人との関わり、自然体験、地域での社会的な体験が少なくなっています。児童生徒の心に深く印象を与える活動や優れた文化、芸術に触れる機会等を通して、子どもたちが感性を磨いていくことが必要です。
- 文化財は県民全体の共有財産であり、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものです。文化財に、気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていくことが大切です。

---

※19 〈スクールカウンセラー〉

臨床心理士など、心の問題の専門家として学校で、生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする。

※20 〈スクールソーシャルワーカー〉

いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

※21 〈アイデンティティ〉

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

## 施策2-(9) 健やかな心と体づくりの推進

### 【 施策項目 】

#### ① 学校体育の充実

- ・ 教員の体育学習の指導力向上及び学校における運動機会の充実のための取組を支援し、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を図ります。
- ・ 小学校への体育の技術的な専門性を持った教員の配置等により、小学校教員の体育技術の指導力向上及び主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を進めます。
- ・ 外部指導者の派遣及び指導者への研修等を行い、発達に応じた適正な指導のための支援を行うとともに、運動の重要性を理解し主体的に運動を行う児童生徒の育成に取り組めます。

#### ② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・ 各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。
- ・ 学校と地域が連携して放課後における子ども運動教室など、児童生徒の体力・運動能力を向上させるモデルの開発を行い、その成果を県内の学校及び地域へ普及します。
- ・ 「遊びの王様ランキング※22」などを活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、主体的に運動を行う子どもの育成を図ります。

#### ③ 健康教育の充実

- ・ 児童生徒の心や性の健康問題に関する協議会を設置するなど、学校、家庭、地域が連携した健康教育の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の健康問題を解決するため学校保健委員会の充実を図るなど、心身の健康のバランスのとれた児童生徒の増加を目指します。
- ・ 教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【再掲3-(13)】
- ・ 学校が家庭や地域と連携して、人間としての在り方や生き方について考える性教育を充実させることにより、命を大切にする意識を持つ児童生徒の増加を目指します。
- ・ 薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【3-(13) に再掲】

#### ④ 食育の推進

- ・ 栄養教諭※23を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進します。
- ・ 学校と家庭との連携した食育を推進します。

### 【 数値目標 】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

指 標	現況値	目標値
20 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合	(小5男)38.4% (小5女)46.0% (中2男)33.0% (中2女)59.8%	50.0% 55.0% 50.0% 65.0%
21 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	(小5男)68.6% (小5女)48.0%	70.0%
22 学校保健委員会を年2回以上開催する学校の割合	(小)64% (中)42%	100% 80%



		(高)13% (特)0%	60% 50%
23 中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率	<H24>	(中)82% (高)79%	100% 100%
24 「食に関する指導年間計画」の作成率(年6回以上)	<H24>	(小)87% (中)52% (高)55% (特)13%	100% 100% 100% 50%
25 食育の日(毎月19日)の取組状況		— — —	(小)100% (中)100% (特)100%
26 学校給食用食材の県産品使用率※24	<H24>	71%	70%以上
27 県産品利用率70%以上の市町村、県立学校	<H24>	81%	100%
28 栄養教諭の配置拡大		19人	31人

### 【現状と課題】

- 鳥取県の体力・運動能力調査では、全国平均値と比較して、低い項目が増加している傾向があります。運動する子どもとしない子どもとで体力・運動能力の二極化傾向が見られます。特に高校3年生の女子では、運動等の実施状況について、月1～2回の運動の実施又は運動をしないという生徒が6割程度に上っています。小学生の頃から運動の必要性への理解を深めるとともに、運動の心地良さを体験することを通じて運動意欲を向上させることが求められています。
- 児童生徒が、テレビ視聴や携帯電話、ゲームに時間を費やし、慢性的な睡眠不足などの生活習慣の乱れを招いたり、生活習慣病の低年齢化、ストレス等に起因した心身の健康問題が深刻化しています。また、児童生徒の性に関する意識の多様化や性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加傾向にあるなど、健康教育の充実が求められます。
- 青少年の薬物乱用は、大麻などの薬物乱用の増加が見られ憂慮すべき状況であり、脱法ドラッグ使用も新たな課題となっています。
- 偏った栄養摂取や不規則な食事など、子どもたちの食生活の乱れが問題となっています。朝食を食べる子どもは増えていますが、主食のみで済ませている場合が見られ、食育の重要性が高まっています。

---

#### ※22 〈遊びの王様ランキング〉

学校や地域で取り組んだ運動種目をWEB上でランキング化して競うことにより、子どもたちに運動機会を提供し、運動のきっかけづくりをする取組

#### ※23 〈栄養教諭〉

学校において食育を推進するための指導体制の要として平成17年4月に制度化。児童生徒に対する食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う。

#### ※24 〈県産品使用率〉

米、麦、牛乳を除く主な使用食材44品目の使用実態を使用重量の割合でまとめたもの。平成24年度以降は、県内産の食材の使用率に、県内加工品使用率を加えたもの。

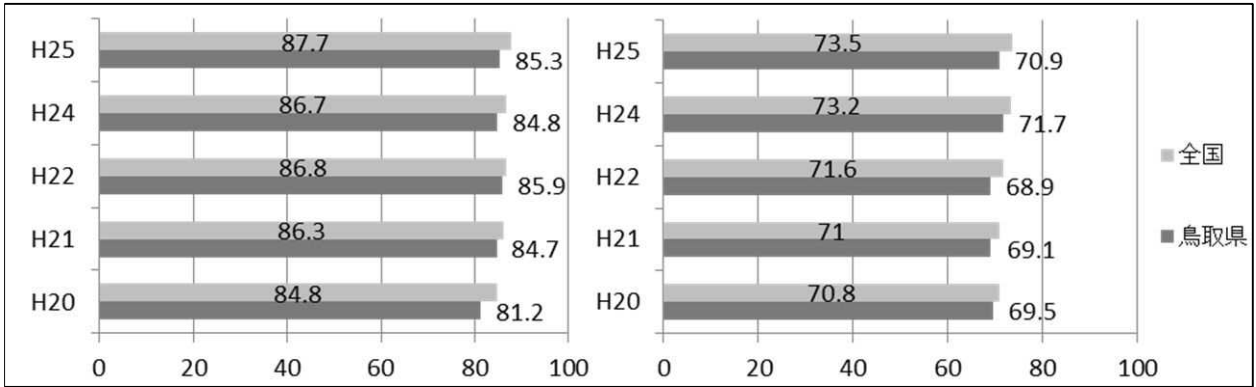
**参考資料： 2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進**

■平成25年度全国学力・学習状況調査結果 平均正答率

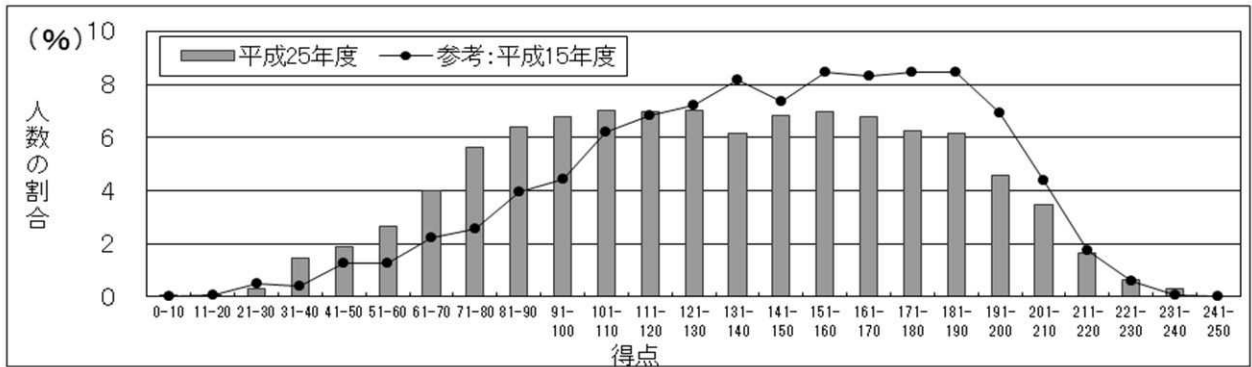
小学校6年	国語A	国語B	算数A	算数B
本県	63.9	50.4	78.1	60.2
全国	62.7	49.4	77.2	58.4

中学校3年	国語A	国語B	数学A	数学B
本県	77.6	68.6	64.8	43
全国	76.4	67.4	63.7	41.5

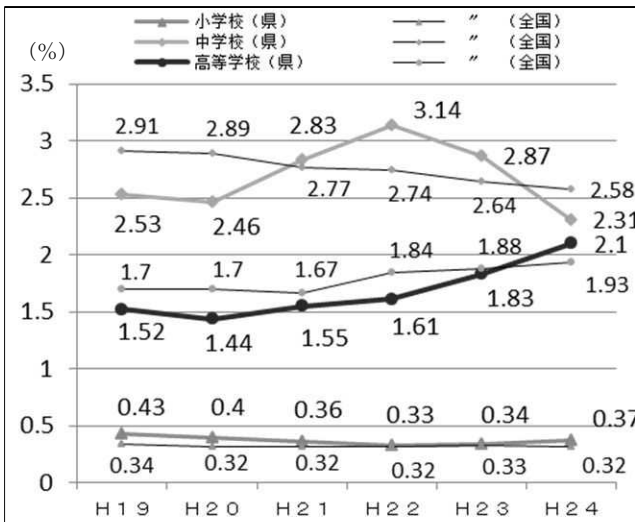
■将来の夢や目標を持っている（肯定的な回答：全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙）  
 (1) 小学校5年生 (2) 中学校3年生



■平成15年度・平成25年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査総得点の得点分布（全日制課程）



■不登校児童生徒数の推移



■いじめの認知件数

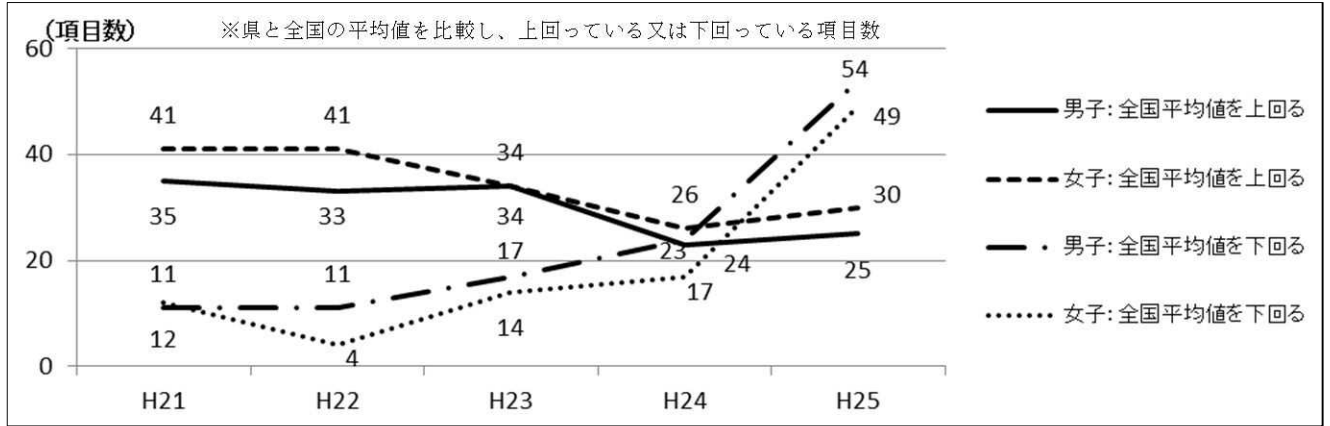
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取県	小	35	31	19	11	13	21	131
	中	74	35	38	25	35	29	144
	高	17	26	5	7	5	21	17
	特	0	3	2	10	2	2	10
	計	126	95	64	53	55	73	302
県: 発生件数/千人		1.8	1.8	1.0	1.2	1.0	1.2	5.0
全国: 発生件数/千人		8.7	7.1	6	5.1	5.6	5.0	14.3

※ 鳥取県の数値は公立学校のもの

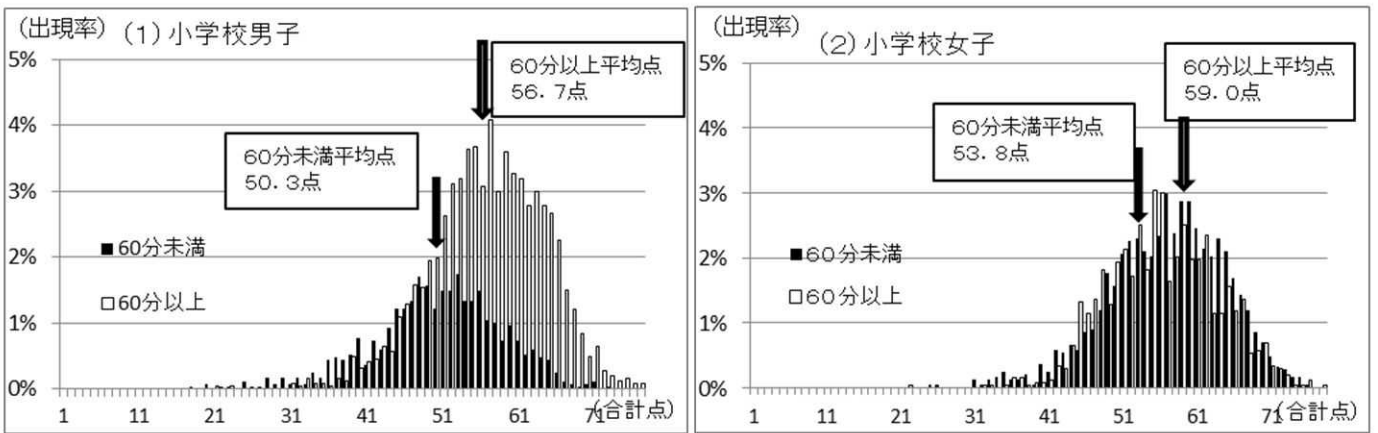
※ 全国の千人あたりの数値は、国公立を合わせた数値

※小・中は、国・公・私立、高は公立でH24は暫定値

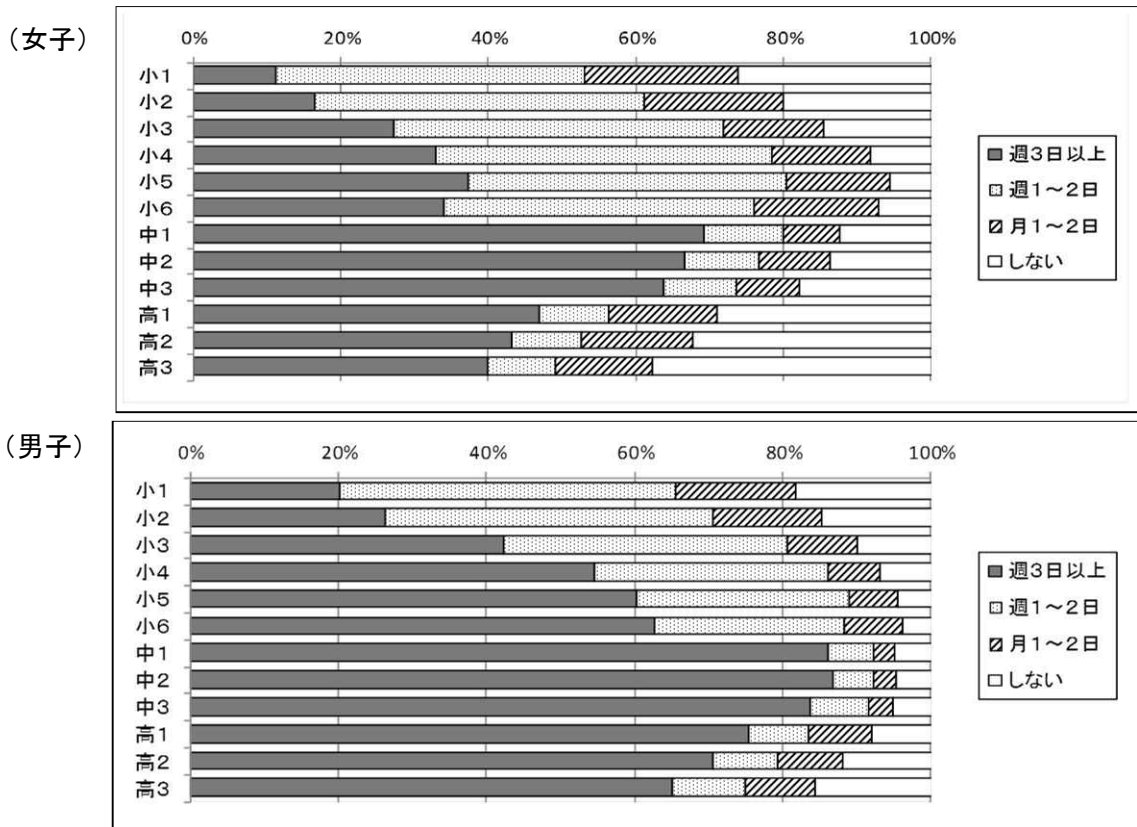
■鳥取県体力・運動能力調査の各項目における全国値との比較（男女各96項目※小1～高3各8項目）



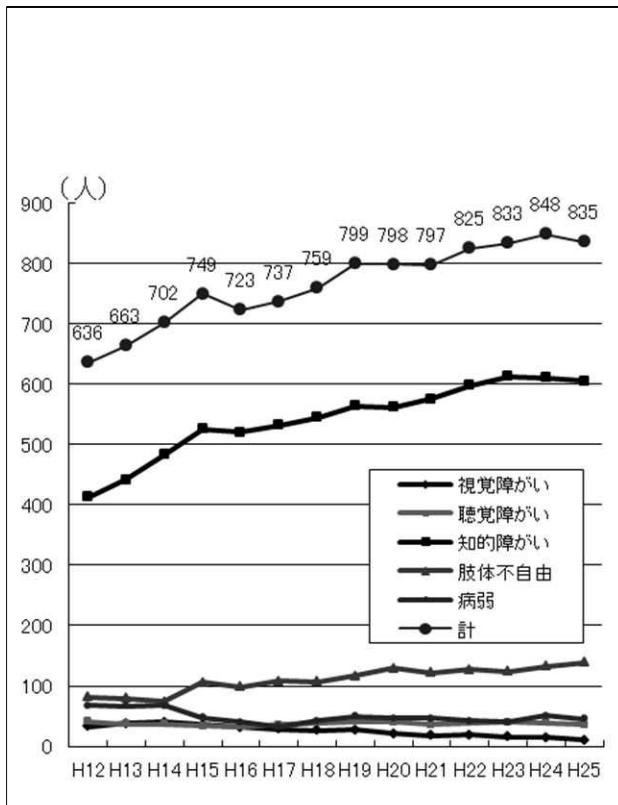
■運動実施時間と体力・運動能力調査各項目の合計点との関係(平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)



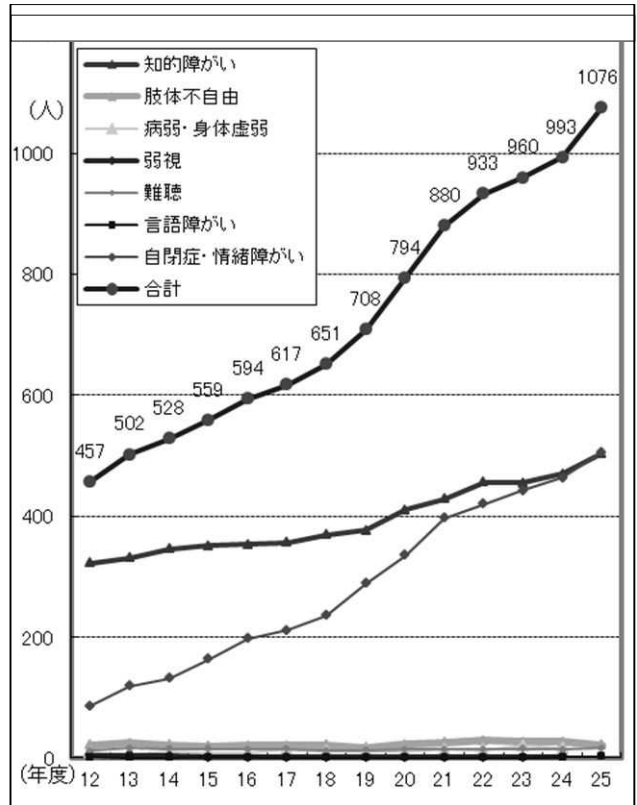
■運動の実施状況（平成25年度鳥取県体力・運動能力調査より）



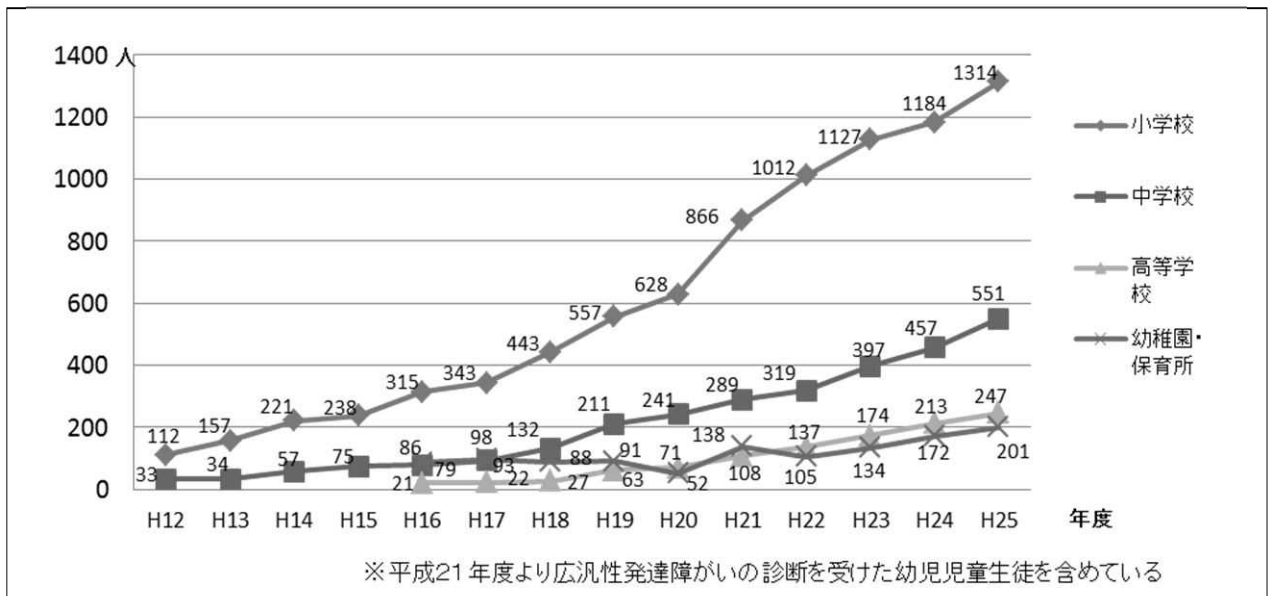
■特別支援学校障がい別児童生徒数の推移



■小中学校特別支援学級児童生徒数の推移



■発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数（平成25年9月1日現在）



## 目標 3

### 学校を支える教育環境の充実

鳥取県の人口が、2040年（平成52年）には44万人に減少するという推計が示されました。急激に進む人口減少、少子化の進行、産業、就業構造の変容など、社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も変化しています。こうした中において、県民に多様で良質な教育を提供することが求められますが、その前提条件となるのが、子どもたちが、安全で質の高い空間で学ぶための教育環境の整備です。

学校や教職員に対する期待やニーズも年々増加、多様化し、様々なことがらが学校や教職員に求められています。こうした中、教職員の資質向上により、対応力の向上を図る一方で、こうした学校を取り巻く環境に起因する学校の多忙感の解消や教職員の精神性疾患への対応などが求められます。

教員の時間的、精神的ゆとりを生み出すことは、学力の向上、いじめ、不登校問題の解消、教員の健康維持など学校教育の充実、向上につながるものであり、県、市町村、学校、教育関係者が一体となって、教職員が子どもたちとじっくりと向かい合い、心が通う教育の実践を目指します。

さらに、学校内や登下校時等において子どもたちが被害に遭う犯罪や事故、食の安全問題、東日本大震災の発生など、学校内外における子どもたちの安全や安心への関心が高まっています。

また、教職員の不祥事が続けて発生し、県民の厳しい目が教育に向けられています。県民から信頼される開かれた特色ある学校づくりや安全・安心な学校づくり、充実した教育環境の整備を進めます。

#### 施策

- 3－(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実
- 3－(11) 特色ある学校運営の推進
- 3－(12) 人的、物的な教育資源の充実
- 3－(13) 安全、安心な教育環境の整備
- 3－(14) 私立学校への支援の充実

## 施策3－(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 公立小、中学校の在り方

- ・ 公立小、中学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対する支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します。
- ・ 少人数学級の利点を活かし、知識を活かし、応用力を育てる授業の充実や児童生徒の内発的な学習意欲の向上を図るとともに、成果を検証しながら、少人数学級の取組を継続します。

#### ② 今後の県立高等学校の在り方

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成25年度～平成30年度〕」（平成24年10月）の答申に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していきます。
- ・ 「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について」（平成25年4月23日鳥取県教育審議会へ諮問）の答申を受けて、平成31年度以降の高等学校教育の在り方について具体的な計画を策定します。
- ・ 中山間地域の高等学校の在り方、活性化の方策等について、立地する市町村と連携しながら、検討を進めます。

#### ③ 今後の特別支援教育の在り方

- ・ 「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（平成26年2月4日鳥取県教育審議会へ諮問）の答申を受けて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を検討します。

### 【 現状と課題 】

- 県人口の大幅な減少と少子化の進行は、学校の統廃合など児童生徒の学習環境に大きな影響を及ぼしています。平成14年度に160校あった公立小学校は、平成25年度には134校と10年間で、26校の学校が統廃合となりました。このような中、公立小、中学校の在り方を、住民と共に考えていく必要性が高まっています。
- 県立高等学校においても、平成17年度には、28校あった全日制高校を22校に再編成し、その後もコースの見直しや、学級減等により、生徒数の減少に対応してきています。  
社会や生徒、保護者のニーズに応える学科、コース等の在り方、学校規模に関する考え方や平成10年度から実施した高校教育改革により新たに設置した総合学科や総合選択制に関する評価、検証も求められます。  
さらに、中山間地域の高等学校では、生徒数の減少に伴い、入学者が募集定員を満たしていない学校もあり、このまま学校の小規模化が進めば、将来的に学校の存続が危うくなることも考えられます。日野郡では、地域の中で学校の在り方を考える新たな動きも出てきています。  
高い教育力を発揮できるシステムの構築と、魅力と活力にあふれる高等学校教育の在り方について、より柔軟な発想で、長期的な展望に立って検討していくことが必要です。
- 特別支援教育においては、平成25年4月に知的障がいを対象とした琴の浦高等特別支援学校が開校し、平成26年4月には、皆生養護学校に病弱教育部門の高等部を設置するなど、障がいに応じた教育環境の充実に努めています。  
特別支援学級及び通級指導教室の設置数、在籍生徒数は増加しています。また、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、今後は地域の学校への就学を希望する児童生徒数の増加も見込まれ、多様な学びの場の整備も必要となっています。



## 施策3－(11) 特色ある学校運営の推進

### 【 施策項目 】

#### ① 県民に開かれ、信頼される学校づくり

- ・ 保護者、地域住民等の理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。
- ・ 学校教育の成果と課題、自己評価及び学校関係者による評価結果の公表やその結果に基づき授業改革を始めとする学校運営の改善を図るなど、保護者や地域住民等県民への説明責任を適切に果たす取組を充実します。
- ・ 学校公開週間の実施などによる開かれた学校づくりの推進や学校支援ボランティア等による学校サポート体制の強化を目指します。
- ・ 教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【3-(12)に再掲】

#### ② 学校の自立と課題解決力の向上

- ・ 県立学校の学校裁量予算※1が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、学校長が、より創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。
- ・ 自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【2-(5)に再掲】

#### ③ 学校組織運営体制の充実

- ・ 多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。

#### ④ 教職員の過重負担・多忙感

- ・ 教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境を整えるため、現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、外部人材の活用を積極的に進めます。
- ・ 業務改善に向けた取組を行うモデル校での成功事例を積み上げ、他校へ広げるなどして教職員の過重負担、多忙感の解消を図るとともに、校務に関する事務処理の効率化により、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。

#### ⑤ 教職員の精神性疾患への対応

- ・ 教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談窓口を整えるなどして、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

### 【 数値目標 】

指 標	現況値<H24>	目標値
1 学校評価制度※2（学校関係者評価）実施率	(幼)80.0% (小)96.3% (中)98.3% (県立)100%	100% 100% 100% 100%
2 学校評価制度（学校関係者評価）公表率	(幼)100% (小)75.2% (中)74.6% (県立)100%	100% 100% 100% 100%

3 教員の精神性疾患による休職者の出現率 「公立学校教職員の人事行政状況調査」※3（文部科学省）	0.51%	0.5%以下
---	-------	--------

### 【現状と課題】

- 県民に信頼される学校づくりのためには、必要な情報を公開し、保護者や地域住民と協働していく必要があります。各学校において行う自己評価や学校関係者評価、県立学校を対象に行う第三者評価などを活用しながら、より良い学校づくりに向けた改善サイクルを定着させていくことが求められます。
- 学校教育をめぐるニーズ・課題は、複雑化、多様化しています。このことは、教職員の過重負担、多忙感や、職場におけるメンタルヘルスの不調にもつながってきており、様々な教育ニーズ等への適切な対応と教職員の職場環境整備のためには、個々の教員の対応力の向上に加え、学校の組織運営体制の充実、組織的な対応が求められます。
- 近年、教職員の不祥事が発生し、県民の厳しい目が教育に向けられています。特に最近は、インターネットを悪用した事案など、不祥事の内容に質的な変化が生じています。県民の教育への信頼を回復するためには、組織全体で、コンプライアンスを徹底し、教職員の心身の状況を把握するとともに、教職員一人ひとりが、全力で職務を果たしていかなければなりません。

---

#### ※1 〈学校裁量予算〉

学校長が独自性を発揮した学校経営ができるよう、学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長裁量による予算執行を認めることにより、学校の自立度を高め、生徒の状況に応じた学校づくりを進める。

#### ※2 〈学校評価制度〉

- ・自己評価：予め設定した目標や具体的計画に照らし、学校自らが成果や課題について評価
- ・学校関係者評価：学校の自己評価結果を踏まえて、学校評議員や保護者、地域住民等の学校関係者が評価
- ・第三者評価：学識研究者等、当該学校に直接関わりを持たない専門家が客観的に学校を評価

#### ※3 〈公立学校教職員の人事行政状況調査〉

文部科学省が毎年実施する教育職員等の懲戒処分等、教育職員の病気休職者等、教員評価、校長・教頭等の登用状況、教職員の再任用など公立学校教職員の人事に関する状況調査。

## 施策3－(12) 人的、物的な教育資源の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 教員の資質向上や指導力、授業力の向上

- ・ 教員の大量退職時代の到来を迎え、若手育成や学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。
- ・ 児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【再掲2-(5)】
- ・ 授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【再掲2-(5)】
- ・ 教職員の能力向上に向けて、自主的な研修の推進や、人的なネットワークづくりを進め、教職員の授業改革意欲を高めます。
- ・ エキスパート教員による積極的な授業の公開や中学校区でのティームティーチングの取組などにより、優れた指導力を広げ、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・ 2020年の学習指導要領の全面实施による小学校での英語の教科化や中学校での英語による授業実施に向けて、教員の指導力向上や児童生徒が実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。

#### ② 県民に信頼される教職員の育成

- ・ 教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(11)】

#### ③ 優秀な人材確保のための教員採用

- ・ 説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組むとともに、教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

#### ④ 学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

- ・ 学校図書館資料の充実を図るため、学校図書館図書標準※4の達成を目指すとともに、全ての学校への司書教諭の発令と司書など学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を推進します。
- ・ 学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。  
【2-(8)に再掲】
- ・ 県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を図ります。
- ・ 県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。

#### ⑤ ICTを活用した教育の推進

- ・ ICTを活用した教育を充実し、基礎学力の定着とICTリテラシーを前提とした21世紀型スキルの取得を目指し、ICT活用教育推進のためのビジョンの構築を行います。
- ・ ICTを有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入などにより、児童生徒の情報活用能力の育成と、分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指します。

#### ⑥ 校庭の芝生化

- ・ 県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。

- ・ 保育所、幼稚園、小、中学校における芝生化に向けた取組を支援します。

### ⑦ 環境教育の推進

- ・ 太陽光発電設備など、児童生徒の環境教育に資する施設、設備の県立学校への導入について、随時、検討します。

## 【 数値目標 】

	指 標	現況値<H25>	目標値
2-4 子どもたちの 学びの質の向上	「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用 できないか考える」児童生徒の増加	(小6)65.1% (中3)35.9%	向上
(4)意欲、授業に向 かう姿勢	「授業の中で『わかった』、学んだことについて 『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加	(小6) — (中3) —	向上
【再掲2-(5)】	「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強する ことの充実感を感じる」生徒の増加	(高2) —	向上
	「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を 深めたりする発問や指導をする」学校の増加	(小)95.3% (中)92.0%	向上
	” 教員の増加	(高) —	向上

## 【 現状と課題 】

- 様々な教育ニーズや課題に対応し、解決するために、教職員には、「若い教員の資質、指導力向上や中堅教員のメンターとしての意識の向上」「児童生徒の科学、ものづくり等への興味関心を高めるための理数教育の指導力向上」「教科の専門的知識を基盤とした実践的指導力の向上」「防災、いじめの発生への対応等危機管理能力の向上」など、多様な資質や高い指導力が求められています。  
特に、教員の大量退職時代を迎え、学校の核となる教員の育成は急務です。児童生徒の学習意欲や思考力、表現力の向上や学んだ知識の活用を意識した授業づくりや、小中連携、中高連携を意識しながら、組織的に指導力の向上に取り組む学校が増加しています。エキスパート教員等の優れた指導力も活用しながら、取組をさらに広げて行くことが必要です。
- 教職員の不祥事が発生し、県民の厳しい目が教育に向けられています。県民の教育への信頼を回復するため、組織全体で、コンプライアンスを徹底していくとともに、教職員一人ひとりが、全力で職務を果たすことが求められています。
- 小、中学校においては、少人数学級の拡充や教員の大量退職期に当たり、多くの教員の採用が見込まれており、優秀な人材を確保していくことが求められています。
- 学校図書館において、学校図書館図書標準達成の割合は、県全体で小学校 41.8%、中学校 30.0%であり、蔵書の充実等の物的環境整備が課題となっています。一方、司書教諭は全ての小、中学校に配置されており、学校図書館担当職員の割合は小学校 92.5%、中学校 98.3%となっています。(いずれも平成 24 年度「学校図書館に関する現状調査」による) 司書教諭がその役割を十分に果たすことができるよう、それぞれの学校全体での取組が求められます。
- ICT を活用した教育では、子どもたちの情報活用能力の育成のほか、ICT を活用した分かりやすく深まる授業の実現等が期待されていますが、教育効果が高い取組を行うためには、機器の整備だけではなく、ICT 活用教育の核となる教職員の育成や機器を使いこなせる教職員の増加、教職員をサポートする態勢が必要です。
- 屋外活動の推進による子どもの体力増強や情緒の安定、競技力向上やケガの防止、グラウンドにおける土の流出や砂塵の防止等を目的に、平成 25 年 3 月末時点で県立学校 12 校、保育所 91 園、幼稚園 13 園、小学校 31 校、中学校 4 校で芝生化に取り組んでいます。

### ※4 〈学校図書館図書標準〉

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が定めた蔵書冊数。

### 施策3-(13) 安全、安心な教育環境の整備

#### 【 施策項目 】

##### ① 公立学校の耐震対策の推進

- ・ 県立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）について、平成29年度末までの完了を目指します。
- ・ 市町村立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）の早期完了に向けて、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。

##### ② 学校内外の安全確保

- ・ 地域との協働による学校づくりの観点から、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。
- ・ スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【2-(7)に再掲】
- ・ スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【2-(7)に再掲】
- ・ 地震や津波等の災害から児童生徒を守るために、実践的な防災教育を推進します。
- ・ 自転車乗車中などの交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 不審者等の犯罪から児童生徒を守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。
- ・ 県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに、省エネ対策やバリアフリー化にも配慮しながら、安心、安全な学校環境づくりを進めます。
- ・ 薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【再掲2-(9)】

##### ③ 安全、安心な学校給食

- ・ 生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進など安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。
- ・ 異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を徹底します。
- ・ 教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【2-(9)に再掲】

##### ④ 特に支援が必要な家庭への支援

- ・ 経済的理由で修学を断念する子どもがいないよう、奨学金の貸与及び給付を行うとともに、十分な貸与枠の確保と将来にわたって安定した事業継続ができるよう、確実に償還金を回収し、財源の確保に努めます。
- ・ 貧困や虐待など、子育てに関し不安や問題を抱える家庭に対して、福祉機関等とも連携した対応を進めます。

#### 【 数値目標 】

指 標	現況値<H24>	目標値
4 公立学校の耐震化率の向上	(幼)100%	100%
	(小中)81.9%	100%
	(高)87.1%	100%

		(特)100%	100%
5 「鳥取型防災教育の手引き」の活用率（小学校）		—	100%
6 不審者対応訓練（教職員対象）の実施率		(小)67.0% (中)11.0% (高)25.0% (特)89.0%	100% 85% 60% 100%
7 育英奨学資金の現年調定の返還率	高校	89.3%	90%
	大学	97.5%	98%

### 【現状と課題】

- 学校は、児童生徒の命を預かる場所であり、避難場所としても利用されるため、早急な耐震対策が求められます。なお、学校施設の修繕に当たっては、劣化や機能低下への対応だけでなく、省エネ対策やバリアフリー化など、環境への配慮や質的な改善も求められます。
- 児童生徒のスマートフォンや携帯電話の所持率が上昇し、新たなネットサービスをきっかけとしたネットトラブルが発生しています。また、全国で児童生徒の通学途中の事故が多発し、県内でも自転車通学中の事故が毎年多く発生するなど、学校内外における子どもたちの安全確保が求められています。
- 東日本大震災を教訓に、災害時に児童生徒自らが自の命を守り抜くための防災教育の充実が必要です。
- 学校給食用食材の生産者や流通関係者等、地域と連携した安全で安心できる学校給食の提供が求められています。また、食物アレルギーの児童生徒が増加（平成 24 年度では、3.9%）しており、学校内の体制整備により適切な対応が必要です。
- 平成 22 年度に制度化された高校授業料無償化など、授業料負担に対する支援制度は充実してきています。平成 26 年 4 月からは、制度が改正され、一定の所得を超える世帯の生徒は、授業料負担が求められることとなりました。併せて、より経済的に支援が必要な生徒の奨学のための給付金制度が創設されましたが、奨学金へのニーズは依然として高い状況にあり、安定した事業継続が必要です。

## 施策3-(14) 私立学校への支援の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 私立学校の振興

- ・ 私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成します。
- ・ 私立学校に通学する特別な支援が必要な生徒等の教育環境向上を支援します。
- ・ 私立学校の不登校、いじめ等に関する対策を支援します。
- ・ 私立学校の学力向上に向けた ICT 活用、土曜授業等を支援します。
- ・ 私立学校の生徒等が様々な体験活動が行えるよう支援します。
- ・ 私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

#### ② 学校経営の健全性の向上、入学者確保

- ・ 私立学校の魅力向上の取組を財政面や研修等により支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

#### ③ 私立学校の耐震化

- ・ 私立学校の耐震化については各学校設置者による整備を支援し、一層の耐震化率の向上を目指します。

※私立学校の所管は知事部局です。

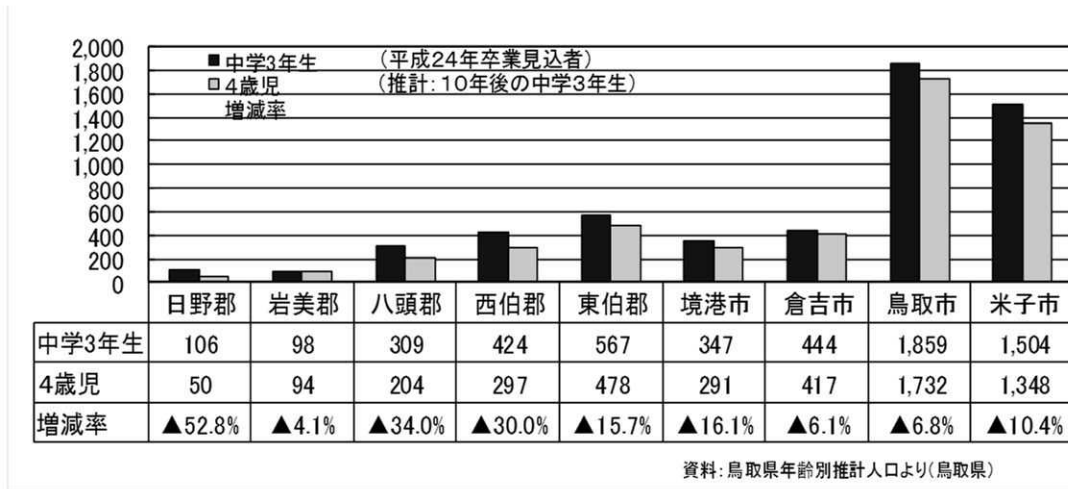
### 【 現状と課題 】

- 私立学校それぞれの建学の精神と自主性を尊重しながら、振興を図ることが必要です。各私立学校では、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育の提供に努める一方で、全ての私立中・高等学校において教育内容等を情報公開し、何らかのかたちで自己評価を実施しています。私立学校におけるこれらの活動をさらに推進し、教育内容等の改善・充実に資するよう支援する必要があります。
- 少子化の進行に伴う生徒減により、私立学校は運営面で大きな影響を受けるため、入学者の確保をはじめ学校経営の健全性の向上に向けた取組が求められています。授業料の軽減や教育環境の維持向上に必要な経費に対して補助を行うことなどを通じ保護者の授業料負担を軽減させ、県民に多様な教育の選択肢を提供することが、私立学校の振興に繋がっています。
- 平成20年度以降に国の耐震化の財政支援制度が充実した市町村立学校に比較し、私立学校の耐震化は遅れています。私立学校施設も生徒の安全を確保するため公立学校同様に施設の耐震化を促進することが必要です。

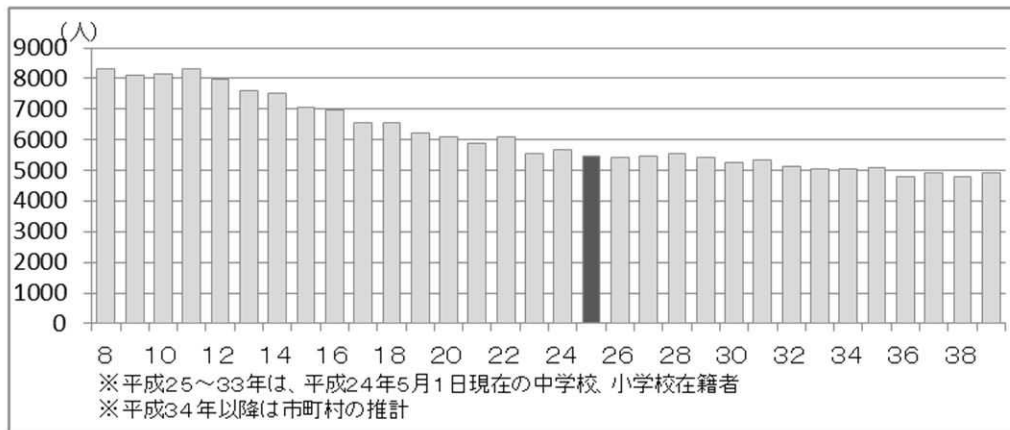


## 参考資料： 3 学校を支える教育環境の充実

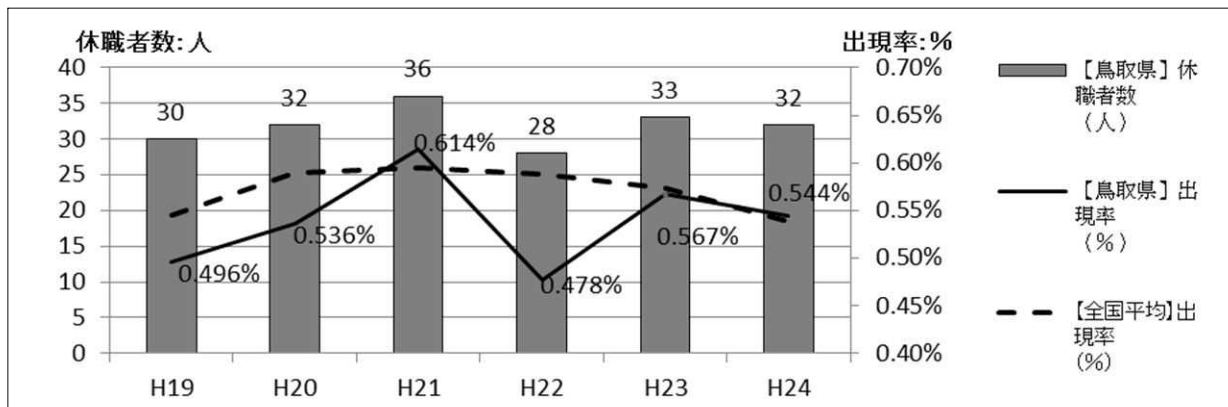
### ■ 県内郡市別の中学3年生と4歳児の人口比較



### ■ 中学校卒者及び卒業予定者の推移



### ■ 教員の精神性疾患による休職者の推移



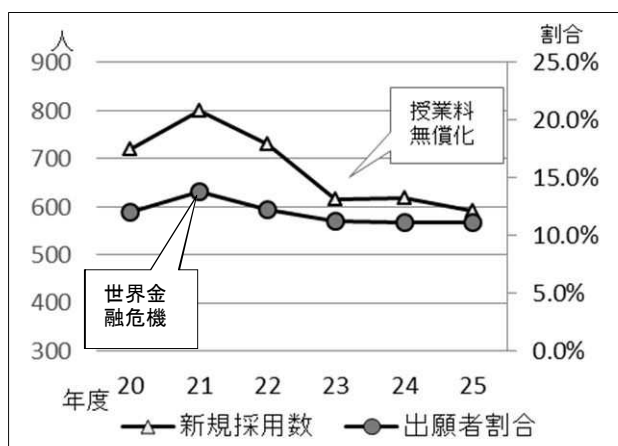
■エキスパート教員の認定状況

	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	4	4	5	8	7
中学校	4	2	4	5	9
高等学校	5	4	5	9	5
特別支援学校	1	2	4	3	1
新規認定者数	14	12	18	25	22
認定者数 (年度別)	14	26	44	65	81

■修学資金の貸付け状況

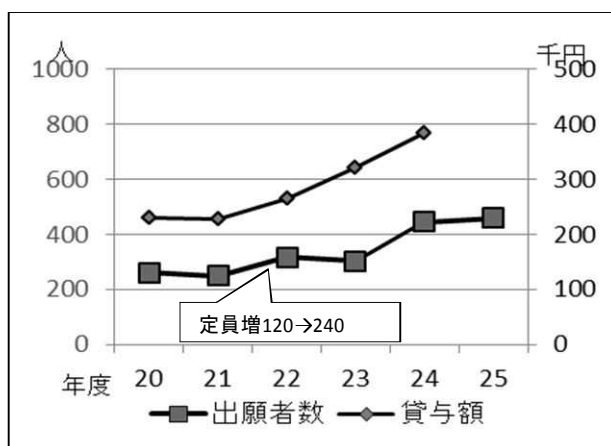
(1) 育英奨学（高校）の状況

\*H25までは、すべての出願者に貸付



(2) 育英奨学（大学）の状況

\*出願者数が貸付枠を上回っている。



■県内学校の耐震化率

(平成25年4月現在)

区分	公立学校				私立学校	
	幼稚園	小中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	高等学校
鳥取県	100%	81.9%	87.1%	100%	69.2%	67.3%
全国	79.4%	88.9%	86.2%	94.6%	77.8%	75.5%

## 目標 4

### 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

少子・高齢化社会の到来、余暇時間の増大、価値観の多様化等に伴い、人々のスポーツに対する社会的ニーズは、年々高くなっており、また、まちづくりや地域活性化の有効な手段としてスポーツを積極的に活用しようという動きも見られます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、夢や希望をもたらし、絆を深めるといったスポーツの持つ力が再認識されるとともに、スポーツや運動に対する気運も高まってきています。

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるという考えに立ったスポーツ基本法の目指す方向性等を踏まえて策定した「鳥取県スポーツ推進計画」に基づき、「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」となるよう、年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画し、心豊かな生活を営むことができる社会を目指します。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等スポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアなどスポーツを「支える（育てる）人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えます。

#### 施策

- 4-(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実
- 4-(16) トップアスリートの育成（競技力向上）

## 施策 4 - (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

### 【 施策項目 】

#### ① 幼児期における運動、スポーツの基礎づくり

- ・ 家庭や地域、幼児教育・保育を行う機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
- ・ 幼児教育、保育を行う機関や家庭において、1日合計「60分」※1を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。

#### ② 少年期（小学校～高等学校）の適正なスポーツ活動の充実

- ・ 体育学習の充実を図り、児童生徒の誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。
- ・ 運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
- ・ 生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながる児童生徒のスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。

#### ③ 成年期からの運動、スポーツ活動の充実

- ・ ウォーキングなど手軽に日常生活で取り組むことができる運動やスポーツを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・ 各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが、関心、適性等に応じてスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。

### 【 数値目標 】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度です。

指 標	現況値	目標値
1 成人のスポーツ実施率(週1回以上) 〈H21〉	51.7%	65%

### 【 現状と課題 】

- 核家族化、少子高齢化等の社会の変化により、子どもが遊ぶ場所や仲間、遊び時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減少し、基本的な体の動きが十分に身につけていない子どもや運動を苦手とする子どもの増加が懸念されます。
- 幼児期はリズム感や運動の器用さを担う神経系の発達が著しく、積極的に運動を行い運動技能の習得等に努めるとともに、地域や家庭、保育所等で主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児期の生活全体の中で確保することが必要です。
- 少年期における体力、運動能力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向にあり、特に小、中学校において、全国平均値を下回る種目が目立ってきています。
- 学齢期においては、体育学習を担う教員等の一層の資質向上はもとより、運動部活動やスポーツクラブ等の活動においても一定の種目にとらわれず、多様な動き、運動への意欲や関心、フェアプレイの精神、怪我をしないための体の管理などを身に付け、将来にわたって主体的に運動を続けていく子どもの育成の観点で、発達段階に応じた適切な指導が望まれます。小学生への指導については、指導者研修会や子どものスポーツ活動ガイドラインに沿った指導が必要です。
- 県内全ての特別支援学校において、部活動又は同好会等の様々な活動形態により、陸上や球技、エアロビクス（ダンス）等の運動に取り組んでいます。指導に当たっては、一人ひとりの障がいの状態等に応じた支援、安全面への配慮等、適切に環境を整えながら指導の充実を図ることが必要ですが、外部指導者等の確保が困難であること、対抗試合、交流戦、合同練習等の機会がなかなか持ちづらい等の課題があります。

- 県民の運動実施率が平成 21 年度には 50%を超えるなど、日常における県民の運動スポーツ活動の普及が進みつつありますが、スポーツ未実施者の割合が高く、運動実施率を一層高めていく必要があります。特に、仕事や家事、育児が忙しく、スポーツをする機会の確保が困難な状況にある 30 代～50 代の運動実施率は、他の年代と比較して低い状況です。一方、高齢者の運動実施率は比較的高い傾向ですが、「経験がない」、「適当な仲間がない」などの理由で運動やスポーツを行っていない方も少なくありません。

---

※1〈1日合計「60分」〉

スポーツや体育に限らず、様々な身体運動遊びやお手伝い等を合計した時間が 60 分です。

## 施策4-(16) トップアスリートの育成（競技力向上）

### 【 施策項目 】

#### ① ジュニア期からの一貫指導体制の整備

- ・ 発達段階ごとの到達目標を踏まえて指導内容を検討し、世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。
- ・ 特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。

#### ② アスリートのキャリア形成の推進

- ・ アスリートや指導者、競技団体に対して、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身に付ける教育を受けながら、将来に備える「デュアルキャリア」について普及啓発を行うとともに、キャリア形成を指導できる環境の整備に努めます。

#### ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施

- ・ オリンピック・パラリンピック出場に向けた競技力の向上施策の推進、合宿誘致や環境整備などに取り組みます。

### 【 数値目標 】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度、記載のないものは平成25年度です。

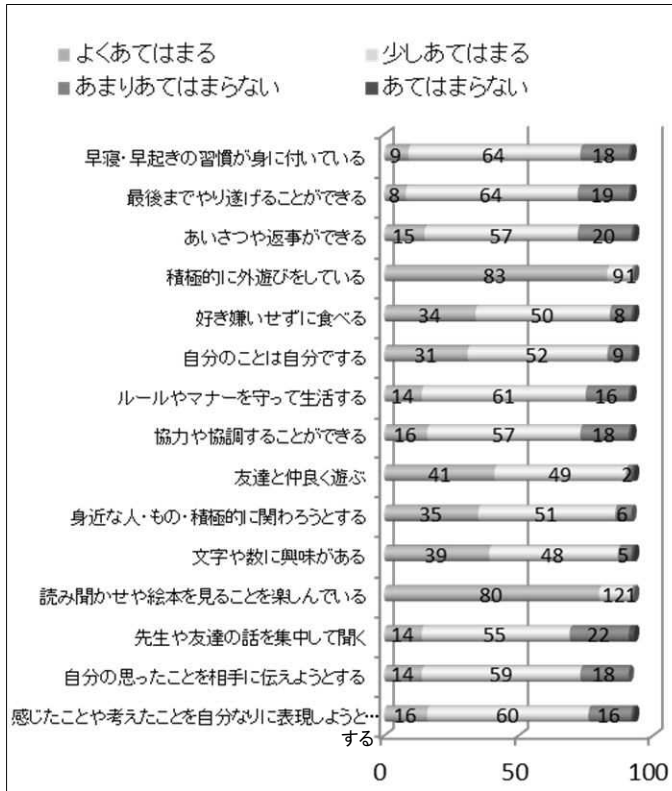
指 標	現況値	目標値	
2 国民体育大会で入賞(8位以内)する 種目数及び人数	種目数	38 種目	50 種目
	人数	74 人	120 人
3 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数 (全国3位以上)(年間)【再掲5-(17)】	57 人	60 人	
	〈H24〉		

### 【 現状と課題 】

- ジュニア期の強化策は、国体に一定の成果が現れる一方で、成年では、十分に進んでいない状況が見られ、少年期から成年期にかけての連携した取組の充実が求められます。
- 少子化に伴い、中学校、高等学校での運動部活動における種目数や人数が減少する中で、優秀な選手の発掘・育成、競技拠点施設や練習拠点の整備・確保、並びに健常者、障がい者、競技の枠を超えた指導者間の連携強化に対応する施策の充実が求められています。また、指導者としての資質をより高めるため、現役時代を含めて、専門的なスポーツ指導資格の取得を進めることが必要となっています。
- 大企業の少ない本県において、優れた指導者によって育成された選手が、本県へ帰り、また選手の育成に携わる好循環の仕組みが整っていないのが現状です。現役を退いた後、就職に困るケースもあり、引退後自らの生活を支えることができるよう、デュアルキャリアの考え方を指導者、競技者が学び、引退後の生活に備えていくことが必要です。
- さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、本県の子どもたちの多くが選手として出場することを夢や目標とし、その実現に向けてチャレンジする子どもたちに対して県としての積極的な支援策を求める声が高まっています。

**参考資料： 4 生涯にわたって運動・スポーツに親しむ環境づくり**

■鳥取県幼児教育実態調査（平成24年度）  
幼児の様子について



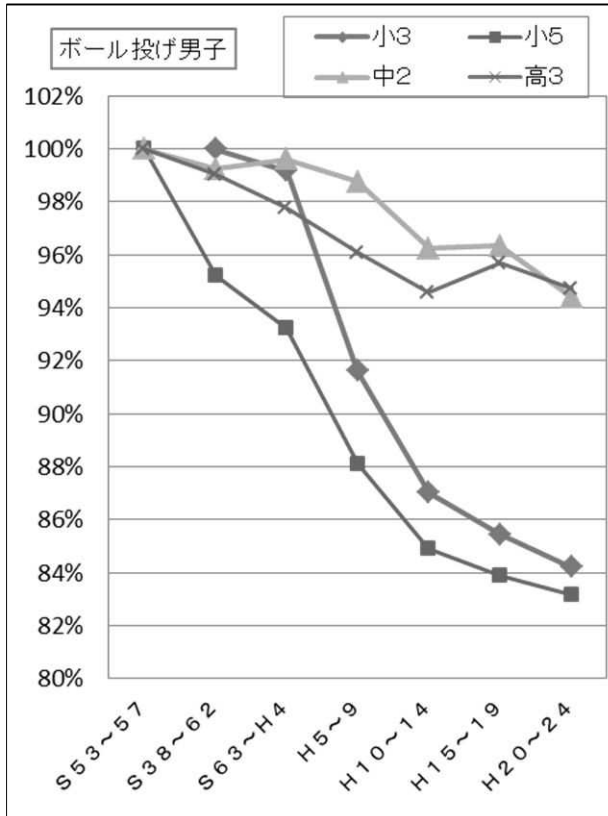
■幼児教育振興プログラムより  
体をしっかり使って遊びきるために  
幼児期は運動の基礎づくりの段階

**ポイント1**  
遊びに夢中になる中で様々な動きが身に付くような働きかけや環境づくりを行う。  
◎積極的に戸外で活動する機会を増やしましょう。（園庭での遊び、道具の利用）  
◎発達段階や個人差に配慮しましょう。

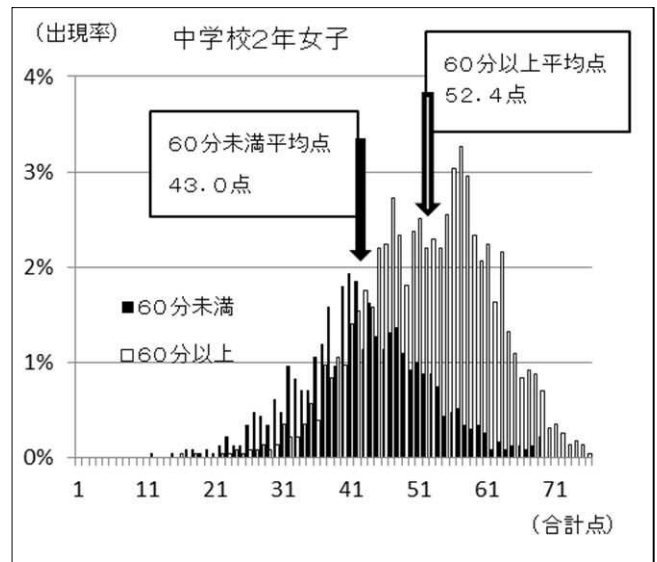
**ポイント2**  
1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす時間を確保する。お手伝いもOK。

**ポイント3**  
家庭への啓発のため、子どもたちが夢で夢中になっている遊びなどを伝える。  
◎家庭で家族と一緒にスポーツを「する・みる」、スポーツについて「話す（話題にする）」子どもは、体力が高い傾向にあります。

■子どもの体力の状況



■運動実施時間と体力・運動能力調査各項目の合計点との関係（平成25年度鳥取県体力・運動能力調査）

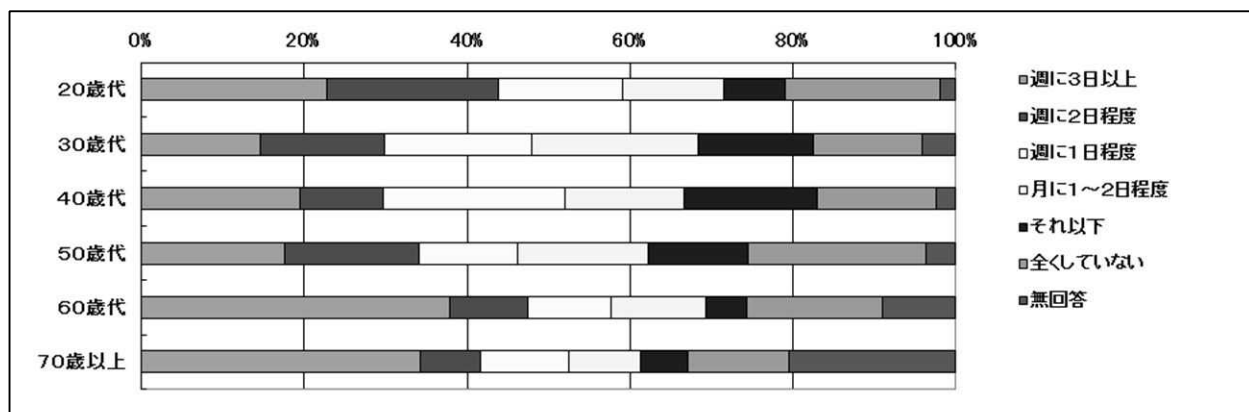




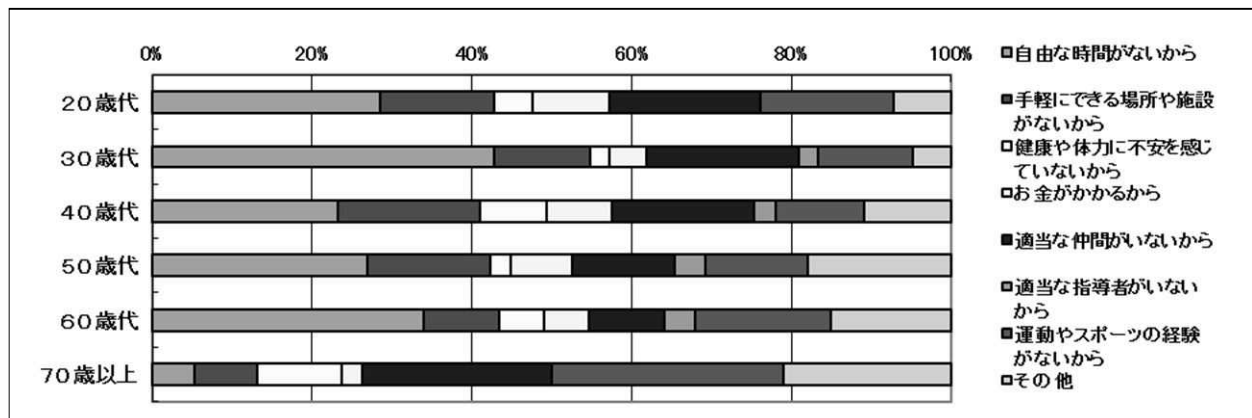
■運動実施率の推移

年度	本県推定値	全国推定値	全国との比較
H12年度	34.8%	37.2%	-2.4%
H16年度	44.3%	38.5%	5.8%
H21年度	51.7%	45.3%	6.4%

■年代別の運動実施率(平成21年度調査)



■年代別の運動をしない理由(平成21年度調査)



■近年の国民体育大会における成績推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	大分国体	新潟国体	千葉国体	山口国体	岐阜国体	東京国体
総合成績	46位	47位	46位	44位	44位	45位
入賞種目数	31	27	36	35	45	38
優勝種目数	2	4	1	6	5	5
入賞者延人数	62	52	78	80	78	74
少年得点	112	78	128.5	142	177.5	151.5
成年得点	114	120.5	101	86	83	68.5

## 目標 5

### 文化、伝統の継承、創造、再発見

郷土を愛し、豊かな人間性を身に付けるためには、郷土で育まれた伝統や文化を尊重するとともに、優れた芸術に触れる機会を提供することが望まれます。

県内には、魅力的な史跡やまちなみ、伝統芸能等、数多くの歴史、文化資産があります。それら鳥取県の財産は、地域の文化や歴史をいきいきと語ってくれるものであり、地域の絆を強めてくれるものでもあります。しかし、地域の誇りに対する理解、認識は必ずしも十分ではありません。さらに一層、ふるさとの文化財を積極的に公開、活用していく必要があります。

一方で、少子高齢化による担い手不足も相まって、郷土に伝わる伝統や芸能が消失する懸念もことから、民俗文化財の伝承が困難となる地域を支援していく必要があります。

また、子どもたちが芸術に触れ、参加することは、創造力、想像力、社会性、責任感、自己肯定感など幅広い能力を育む効果が期待されます。学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において伝統、文化に関する活動を計画的、継続的に体験、修得する機会の提供を行う必要があります。

文化、伝統、芸術に触れ、豊かな情操を養い、地域への理解と絆を深めることで、鳥取に暮らすことに「誇り」を感じられるような個性的な地域づくりを目指します。

#### 施策

5－(17) 文化、芸術活動の一層の振興

5－(18) 文化財の保存、活用、伝承

## 施策5-(17) 文化、芸術活動の一層の振興

### 【 施策項目 】

#### ① 文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

- ・ 鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化、芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。
- ・ アーティスト・イン・レジデンス(滞在型創作活動)を推進するとともに、芸術祭の開催により、現代アートを中心とした創作活動や作品を鑑賞する機会を拡充します。

#### ② 文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

- ・ 学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化、芸術活動を活性化します。
- ・ 鳥取県文化団体連合会の活動支援などにより、県民が文化に親しめる環境を整えます。
- ・ 平成26年度に開催される全国障がい者芸術・文化祭※1 とっとり大会を機に、特別支援学校における芸術文化活動を一層進めます。
- ・ 平成27年度に、近畿高等学校総合文化祭※2 を鳥取県で開催し、日頃取り組んでいる芸術文化活動の成果を発表し合い、高め合い、交流を深めるとともに、これを契機として文化部活動の一層のレベルアップ、活性化を進めます。

#### ③ 文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着

- ・ アートスタート※3 事業等により、子どもの頃から文化、芸術に触れる機会を拡充し、文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。
- ・ 空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民が交流する場を設け、アートや伝統文化を活かした地域づくりを進めます。

### 【 数値目標 】

指 標	現況値<H24>	目標値
1 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)(年間)【4-(16)に再掲】	57人	60人

### 【 現状と課題 】

- 本県には、美しい自然とともに、古くから先人たちが育んだ伝統と個性のある文化、芸術があり、新しい文化を創造する土壌もあります。しかし、文化、芸術活動を支援する地域の力はまだ十分に成熟しているとは言えません。
- 県民の文化、芸術を实践する能力は、国民文化祭の実施(平成14年)を契機に、着実に高まりつつあるものの、活動人口の広がりはまだ一部に留まります。誰もが優れた文化、芸術に触れたり、文化、芸術活動に参加する機会が、必ずしも十分ではありません。
- 鳥取県発のアートスタート事業により、未就学児を対象とした作品鑑賞や創造体験の機会を提供する活動の増加や、県内学校現場における芸術鑑賞機会の提供数の増加、また、鳥取県ジュニア美術展覧会への出品数が年々増加するなど、児童生徒の芸術活動への参加に広がりも見えるところです。さらに、子どもたちが感性を高める機会を増やしていくことが必要です。

#### ※1 <全国障がい者芸術・文化祭>

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにし、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、平成13年度から毎年全国持ち回りで開催。

#### ※2 <近畿高等学校総合文化祭>

近畿地域の高校生等の文化祭で参加各県が持ち回りで開催。鳥取県は、平成20年に近畿ブロック知事会に加入したことを受けて、同年から参加。

#### ※3 <アートスタート>

子どもたちの豊かな感性と創造性を育み、芸術・文化が生活の一部となる生活スタイルの浸透を目指し、未就学児らを対象に良質な文化、芸術作品に触れる機会を提供。

## 施策5－(18) 文化財の保存、活用、伝承

### 【 施策項目 】

- ① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成
- ・ 県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出します。
  - ・ 伝統芸能や伝統技術（ものづくり）保持者との交流や体験などにより、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
  - ・ 「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞機会を提供し、次世代に継承します。
  - ・ 海外の祭事に県内高等学校の郷土芸能部を派遣し、伝統芸能等を披露する機会を設けるとともに、伝統芸能を通じた国際交流を推進します。
- ② 文化財保護の推進
- ・ 県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組みます。
  - ・ 県内の貴重な文化財を犯罪や災害から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
  - ・ 地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
  - ・ 妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
  - ・ 三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進により、登録に向けた取組を支援します。
- ③ 文化遺産の再発掘・磨き上げ
- ・ たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。
  - ・ 「とっとり弥生の王国」※4を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」※5という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。併せて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。

### 【 数値目標 】

※「指標」欄の〈 〉は現況値の年度です。

指 標	現況値	目標値
2 県指定文化財の新規指定件数（計画期間中）	〈H21～25〉 合計 31 件	合計 15 件
3 妻木晩田遺跡来場者数（年間）	〈H24〉 33,032 人	50,000 人
4 青谷上寺地遺跡展示館来場者数（年間）	〈H24〉 7,698 人	20,000 人

### 【 現状と課題 】

- 文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできない県民全体の共有財産であり、本県文化の向上発展の基礎をなすものであることを県民が理解することが求められます。
- 小、中学校では、総合的な学習の時間や社会科、理科の学習、行事等を通して、文化財や自然に触れ、学ぶ機会を確保していますが、更なる充実を図るため、文化財の価値をしっかりと伝えるための指導者育成を含む研修の一層の充実が望まれます。

- 地域固有の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や過疎化などにより伝承が困難になっている地域があることから、地域や学校における伝承活動や後継者などの人材育成、用具整備等への支援が必要です。
- 県内には、その魅力や価値に気づかれないまま眠っている文化財や、気づいていても十分に活用しきれていない文化財がまだまだあります。眠っている文化財を掘り起こし、磨き上げを行うことや、新たな観点でより効果的な活用方法を示すことが必要です。特に、未来を担う子どもたちに、地域の文化財について楽しく学び、地域に誇りを持ってもらうように、文化財を教育の中に効果的に取り入れていくことも大切です。
- 妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡については、関係機関や地域との更なる連携強化とともに、両遺跡の一体的な情報発信を継続していくことが求められます。
- 文化財の指定や登録に向けた取組の推進、情報発信と活用方策の検討、指定後も継続的な保護を図るためのフォローアップが必要です。また、全国的に仏像の盗難、建造物への放火、あるいは災害による文化財の毀損といった文化財への犯罪や災害被害が発生しており、その対策が求められています。

---

※4 〈とっとり弥生の王国〉

遺跡の歴史や暮らしの様子を体験し、「弥生時代」を学ぶ機会を効果的に提供するため、国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」と地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の二大遺跡の呼び名。

※5 〈考現学〉

現在まで残ってきたモノを見つめ直し、過去とのつながりを発見し、その特徴を理解するとともに、未来を創造すること。

## 第五章 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

現在、教育委員会制度改革が議論されています。

教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、多様な立場の人たちの視点で教育を行っていく制度として機能してきました。

一方で、責任の所在の不明確さ、教育委員会での審議の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が指摘され、制度の抜本的な改革が行われようとしています。

新しい制度の枠組みの中で、計画の実現に向けて着実に施策を進めていくためには、指摘されている課題を真摯に受け止め、これからの未来を担う子どもたちのことを中心に据えながら、社会の動きに柔軟に対応した教育を行っていく必要があります。

そのために、この計画を指針として、県民全体で鳥取県教育を推進していくことができるよう、学校、家庭、企業、地域社会、行政機関などが、連携し、協働体制を整えると共に、計画の評価、検証の仕組みを確立します。

### (1) 県民との協働による計画の推進

#### ① 県民の意見の把握と開かれた教育の推進

知事部局と教育委員会とが連携しながら、様々なチャンネルで広く情報提供しながら、県民の意見や要望を把握し、施策に反映させます。

また、学校はもとより教育委員会が、地域に開かれ、地域から信頼されるよう、地域とともに進める教育を目指します。

#### ② 教育問題等への迅速かつ的確な対応

専門化する多種多様な教育問題に対し、関係機関との連携や専門家の活用等を行いながら、迅速かつ適切に対応します。

また、学校だけでは解決が困難な事案に対する支援体制を構築します。

### (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

#### ① 市町村との連携・協力体制の充実

県と市町村の役割分担と責務を明確化しながら、市町村教育委員会との連携、協力体制を構築します。

また、広域自治体である県の役割を踏まえ、市町村教育委員の資質向上に向けた研修や教育行政の広域化の検討への支援など、必要な支援を充実します。

#### ② 高等教育機関との連携、協力の一層の推進

県内の高等教育機関、学校、教育委員会等が、より一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図り、鳥取県教育の充実に努めます。

### (3) 進捗管理

#### ① 進捗状況の点検及び計画の見直し

事業量だけでなく、成果を指標とする目標を設定し、定期的に点検・評価し、結果をフィードバックすることが必要です。

このため、毎年度実施する「教育委員会の点検、評価」※1の中で、年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を次の施策に反映させます。

#### ② 毎年度の具体的な取組

本計画は、今後5年間の大きな施策の方向性を示すものであり、年ごとの具体的な取組については、当該年度に実施する施策をまとめたアクションプランを策定し、実施します。

アクションプランの策定に当たっては、教育現場や県民の声を大切にして、具体的な施策や個別の事業を立案、実行します。

#### ③ 新たに検討が必要となる事項への対応

県は、今後5年間で、本計画に基づいて本県教育の振興に取り組みますが、一方で、急速に変化する社会情勢の中で、対応すべき教育課題も刻々と変化していきます。

このため、年度の間時点でも評価を行い、対応を行うとともに、特段の必要があれば、計画期間内であっても、計画の改訂をするなど、柔軟に対応します。

---

※1 〈教育委員会の点検、評価〉

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。



## 参考：数値目標一覧

※指標欄の〈 〉は、現況値の年度、記載のないものは平成 25 年度です。

### 目標 1：社会全体で学び続ける環境づくり

指 標	現況値	目標値
1 心とからだいきいきキャンペーンによる取組率（就学前児童）		
望ましい生活習慣が大切だと思う保護者の割合 〈H24〉	94.2%	100%
望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合 〈H24〉	81.9%	90%
2 自治会単位の「人権学習会(小地域懇談会)」で事後研修を取り入れている市町村 〈H24〉	11 市町村	19 市町村 (全市町村)
3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」協定締結企業数 〈H24〉	562 社	700 社
4 学校支援ボランティア登録者数	約 6,000 人	7,000 人
5 小、中学校における「子育て親育ちプログラム」を活用した講座実施校数 〈H24〉	13 校	70 校
6 「とっとりマスター」認定者数	10 人	20 人
7 県立博物館の入館者数 〈H24〉	11.1 万人	10 万人
8 公立図書館の個人貸出冊数(人口一人あたり) 〈H24〉	4.9 冊	6 冊

### 目標 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進

指 標	現況値	目標値	
1 小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施 〈H24〉	15 市町村	19 市町村 (全市町村)	
2 幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定 〈H24〉	83.6%	全ての小学校 区で実施	
3 「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付 〈H24〉	100%	全ての保育所 で実施	
4 子どもたちの学びの質の向上			
観点①：豊かに生きる、共に生きる力の状況			
(1) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識	「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加	(小6)44.5% (中3)52.8% (高2) —	向上
	「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加	(小6)76.3% (中3)65.9% (高2) —	向上
(2) 進路に向けた意識	「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加	(小6)85.3% (中3)70.9% (高2) —	向上
	「『あの人のようになりたい』と思う人がいる」児童生徒の増加	(小6)77.5% (中3)71.3%	向上
	「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加	(高2) —	向上
(3) 地域社会への参画状況	「地域の行事に参加している」児童生徒の増加	(小6)79.1% (中3)48.7% (高2) —	向上
	「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）から褒められたことがある」児童生徒の増加	(小6)64.8% (中3)52.7%	向上

観点②：学び方の質・学習状況			
(4) 意欲、授業 に向かう姿勢	「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学）	(小6)65.1% (中3)35.9%	向上
	「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加	(小6) — (中3) —	向上
	「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加	(高2) —	向上
	「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加	(小)95.3% (中)92.0%	向上
	〃 教員の増加	(高) —	向上
(5) 体験活動・ 読書活動の実 施状況	「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加	(小) — (中) —	向上
	「全校一斉読書に取り組む」学校の増加	(小)100% (中)95.3% (高)91.6%	向上
	「読書が好きである」児童生徒の増加	(小6)74.7% (中3)73.0% (高2) —	向上
(6) 家庭におけ る学習等の状 況	「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加	(小6)61.8% (中3)46.2% (高2) —	向上
	「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加	(小6) — (中3) —	向上
	児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加	(小)98.5% (中)62.0%	向上
観点③：学力調査の状況			
(7) 上位層の増 加、下位層の 減少	全国学力・学習状況調査でA層で全国平均を上回り、D層で全国平均を下回った教科	(小、中)100%	100%
(8) 過去の調査 と同一問題の 正答率の増加	全国学力・学習状況調査で過去の問題と同一問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合	(小、中)77.8%	向上
(9) 無解答率の 減少(特に「活 用」に関する 問題)	全国学力・学習状況調査で記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合	(小、中)77.8%	向上
(10) 各校が設 定した指標の 達成	各校が達成したと評価する割合	(高) —	向上
5 個別の教育支援計画の作成割合（公立幼、小、中、高） 〈H24〉		84.1%	100%
6 個別の指導計画の作成割合（公立幼、小、中、高） 〈H24〉		95.6%	100%
7 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率		71.8%	100%

8 特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率の向上	就職希望者に対する割合 〈H24〉	78.5%	向上
	卒業生に対する割合 〈H24〉	35.7%	向上
9 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	特別支援学校教職員 〈H24〉	74.8%	90%
	特別支援学級教員 〈H24〉	40.8%	45%
10 教員のICT活用指導力調査における児童・生徒のICT活用を指導する能力 〈H24〉	鳥取県 59.0% 全国 63.7%	全国平均値	
11 情報モラル教育の実施 〈H24〉	(小)98.5% (中)95.0% (高)100%	100% 100% 100%	
12 環境教育全体計画の作成及び改善 〈H24〉	(小)64.9% (中)35.0%	100% 100%	
13 学校のTEASⅡ・Ⅲ種（鳥取県版環境管理システム）取得の促進（小、中学校＝Ⅲ種、高・特＝Ⅱ種） 〈H24〉	(小)14.2% (中)13.3% (高)100% (特)100%	25% 30% 100% 100%	
14 全国学力・学習状況調査質問紙調査での回答			
▽新聞やテレビのニュースなどに関心を持つ児童生徒の増加		(小6)63.5% (中3)64.8%	向上
▽人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の増加		(小6)94.5% (中3)94.6%	向上
15 小、中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況 〈H24〉	(小)100% (中)88.3%	100%	
16 「参加型」人権学習に取り組んだ学校の率 〈H24〉	(小)55% (中)63%	100%	
17 児童生徒が文化芸術に触れる機会を持った割合 〈H23〉	(小)97.8% (中)83.3%	100%	
18 不登校の出現率 〈H24〉	(小・全国)0.32% (中・全国)2.58% (高・全国)1.93%	(小・県)0.37% (中・県)2.31% (高・県)2.10%	全国平均を下回ると共に、低減
19 学校いじめ防止基本方針の状況	策定した学校の割合	—	100%
	取組検証した学校の割合(H27以降)	—	100%
20 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合	(小5男)38.4% (小5女)46.0% (中2男)33.0% (中2女)59.8%	50.0% 55.0% 50.0% 65.0%	
21 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	(小5男)68.6% (小5女)48.0%	70.0%	
22 学校保健委員会を年2回以上開催する学校の割合 〈H24〉	(小)64% (中)42% (高)13% (特)0%	100% 80% 60% 50%	
23 中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率 〈H24〉	(中)82% (高)79%	100% 100%	
24 「食に関する指導年間計画」の作成率（年6回以上） 〈H24〉	(小)87% (中)52% (特)55% (高)13%	100% 100% 100% 50%	

25 食育の日（毎月19日）の取組状況		— — —	(小)100% (中)100% (特)100%
26 学校給食用食材の県産品使用率	<H24>	71%	70%以上
27 県産品利用率 70%以上の市町村、県立学校	<H24>	81%	100%
28 栄養教諭の配置拡大		19人	31人

### 目標 3：学校を支える教育環境の充実

指 標		現況値	目標値
1 学校評価制度（学校関係者評価）実施率		(幼)80.0% (小)96.3% (中)98.3% (県立)100%	100% 100% 100% 100%
	<H24>		
2 学校評価制度（学校関係者評価）公表率		(幼)100% (小)75.2% (中)74.6% (県立)100%	100% 100% 100% 100%
	<H24>		
3 教員の精神性疾患による休職者数の出現率		0.51%	0.5%以下
	<H24>		
4 公立学校の耐震化率の向上		(幼)100% (小、中)81.9% (高)87.1% (特)100%	100% 100% 100% 100%
	<H25.4 現在>		
5 「鳥取型防災教育の手引き」の活用率（小学校）		—	100%
6 不審者対応訓練（教職員対象）の実施率		(小)67.0% (中)11.0% (高)25.0% (特)89.0%	100% 85% 60% 100%
	<H24>		
7 育英奨学資金の現年調定の返還率	高校	<H24> 89.3%	90%
	大学	<H24> 97.5%	98%

### 目標 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

指 標		現況値	目標値
1 成人のスポーツ実施率(週1回以上)	<H21>	51.7%	65%
2 国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数	種目数	38種目	50種目
	人数	74人	120人

### 目標 5：文化、伝統の継承、創造、再発見

指 標		現況値	目標値
1 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）(年間)	<H24>	57人	60人
2 県指定文化財の新規指定件数（期間中）	<H21～25>	合計31件	合計15件
3 妻木晩田遺跡来場者数（年間）	<H24>	33,032人	50,000人
4 青谷上寺地遺跡展示館来場者数（年間）	<H24>	7,698人	20,000人





[鳥取県教育振興基本計画に関するお問い合わせ先]

鳥取県教育委員会事務局教育総務課総務企画担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

電話：0857-26-7914

ファクシミリ：0857-26-8185

eメール：kyouikusoumu@pref.tottori.jp

[鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス]

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku/>